

2月企画運営委員会次第

日 時 平成 24 年 2 月 8 日(水)15:00~
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

<企画運営委員会開会前に、県井上課長より民間保育所運営費補助金について説明予定>

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 民間保育所運営費補助金削減問題に関する対応について
- (2) 3月定時総会開催通知及び提出議案について
- (3) 第 46 回神奈川県保育事業大会の開催について
- (4) 神奈川県保育会永年勤続表彰被表彰者の推薦について
- (5) 平成 24・25 年度企画運営委員会委員の選任について
- (6) その他
 - ・ 川崎市保育所の建替え・民営化に関する事前のお知らせについて

4 報告事項

- (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-20、11-21、11-22
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※3月企画運営委員会（予定）

平成 24 年 3 月 14 日(水)13:00~ 県社会福祉会館 2 階第 2 会議室
同日、同会場 15:00~ 3 月定時総会を開催

民間保育所運営費補助金削減問題に対する対応について

★ これまでの経緯

- 1／6（金） 県保育会臨時正副理事長・理事会議
 - ・ 来年度の県補助金削減問題について協議。反対活動をしていくことを決定。
　　県知事への緊急要望、県議会議長への請願書提出に向け、保育三団体共同歩調で対応することを確認。他団体に文案を示して提案・協力依頼を行うことになった。
 - ・ その後、自民党県議に紹介議員を依頼。自民政調会に請願書案が届けられた。
- 1／12（木）
 - ・ 自民党控室において、三団体幹部等が自民党幹部、担当への挨拶と内容説明を行った。
 - ・ 請願書案は自民党預かりとなり、1月中を目途に文案を再調整することになった。
- 1／24（火）
 - ・ 県庁委員会室において、自民党幹部等と県担当部長等との意見交換・協議を行った。
- 1／25（水）
 - ・ 県議会議長あての請願書提出は、2／14（火）との日程調整が行われた。
- 1／31（火）
 - ・ 自民党から、請願書文案が示された。
- 2／4（土）
 - ・ 県担当課長から、来年度の見直し案に対する調整案が示された。

★ 今後の対応方向

- 県補助金削減問題は、調整案が示されたことにより、一定程度の前進が認められた。再来年度以降の取扱いについては、県は市町村と来年度当初から夏位までに協議を行い、関係団体とも協議する意向を示した。
- これらのことにより、県知事への緊急要望は今回行わないこととした。
- 県議会議長への請願書については、自民党との文案調整、日程調整も進んでおり、当初の予定どおり、2月14日午前中に、県議会議長に提出したい。

平成 24 年 2 月 8 日

保育三団体会員様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

日本保育協会神奈川県支部

支部長 高橋 六郎

財団法人神奈川県民間保育園協会

理事長 奥村 栄

(公印省略)

神奈川県の民間保育所運営費補助金削減問題への対応について（通知）

春寒の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記補助金削減問題につきましては、県から市町村へ来年度補助金案の説明が行われ、その内容に対し、市長会会长及び町村会会长から、平成 23 年 12 月 22 日付けで県知事あてに削減案の撤回に関する緊急要望がなされるなどの活動が活発になっていたところです。

保育三団体としては、民間保育所の円滑な運営に支障を及ぼす重大な問題として認識し、共同歩調により、県知事あてに緊急要望、県議会議長あてに請願書提出に向けた活動を実施してまいりました。

県から、保育三団体に対して、この問題に関する説明の場を設定してほしいとの要請がありましたので、去る 2 月 4 日（土）に県担当課長出席のもとに開催し、県からこれまでの案よりも上積みされた調整案が示されるとともに、再来年度以降の補助金問題については、来年度夏頃までに、市町村と意見交換・協議を行い、関係団体とも同様の対応を行う旨の発言がありました。

これらの内容を検討した結果、今回は県知事あての緊急要望は行わないこととし、県議会議長あての請願書につきましては、2 月 14 日（火）に、別紙内容により提出することとしておりますので、ご了承くださいますようお願ひいたします。

なお、当該補助金は、市町村を通じて交付されるものですので、市町村担当課と十分意見交換・協議等を行い、今後の県補助金に対しては、保育所現場の声を反映させるよう市町村担当課との連携を強化していくようお願ひいたします。

（問合せ先）一般社団法人神奈川県保育会事務局

TEL 045-311-8754

2

請願書

60

民間保育所運営費補助金削減に関する請願

神奈川県議会におかれましては、県政の発展のために、とりわけ社会全体で子育てがしやすく、すべての子どもが育つ仕組みづくりなど、児童福祉の推進のためにお力添えを賜っております。改めて、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、平成23年10月14日付け政策局長による「平成24年度当初予算の編成について(依名通知)」が明らかにされ、それに基づき一方的に民間保育所運営費補助金の大幅な削減がなされようとしております。

依名通知によれば、「個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、(中略)真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。こうした考え方に基づき、関係団体等ときめ細かな調整を行うこと」とされております。保育サービスに対する県民からのニーズは非常に高く、県民生活に与える影響も大きいことについては、異論がないものと考えておりますので、昨年、年の瀬になり突如、示された一方的な減額を容易に受け入れることはできません。

県民間保育所運営費補助金が削減されると、各施設が受ける影響は、県予算の減額分だけではなく、県の基準引下げによる市町村の支出減も想定されるため、これまでのような円滑かつ安定的な保育所運営に重大な支障をきたす懸念が出ております。特に産休明けからの乳児を多く保育している保育所に影響が大きく、乳児保育を積極的に推進することができなくなることが想定されております。

県の財政状況が厳しいことについては一定程度理解いたしますが、市町村においても同様の状況にあり、今後、各自治体の財政力等によって、県内市町村間においても格差が生じてしまうことも懸念しております。

私たち3団体は、これまで県当局の協力を得ながら、国が推進している待機児童解消の推進と保育所保育指針に基づき保育サービスの向上、充実に尽力してきたと自負しております。今後も県民ニーズに応えていくために更なる努力をしていきたいと考えております。

そこで、平成24年度県予算編成において、民間保育所運営費補助金の見直しを図る際には、未来を担う子どもたちが育つための環境づくりという視点から保育関係の県予算額を確保・維持するよう請願いたします。

平成24年2月14日

神奈川県議会議長

持田 文男 殿

4

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

事務局住所 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉社会館内
電話番号 045-311-8754

日本保育会神奈川県支部

支部長 高橋 六郎

事務局住所 平塚市北金目2-9-24
電話番号 0463-58-1882

財団法人神奈川県民間保育園協会

理事長 奥村 栄

事務局住所 横浜市青葉区みたけ台26-17
電話番号 045-971-8680

<当初案> 1月企画運営費補助金配布資料

法人立保育所運営費補助金減額についての請願

神奈川県議会におかれましては、県政の発展のために、とりわけ社会全体で子育てがしやすく、すべての子どもが育つ仕組みづくりなど、児童福祉の推進のために、お力を賜っておりますことに対しまして、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

1 請願の要旨

- (1) 平成 23 年 10 月 14 日付け政策局長による「平成 24 年度当初予算の編成について（依名通知）」が出され、それに基づき一方的に私立保育所運営費補助金の大幅な削減がなされようとしております。
- (2) 依名通知によれば、「個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、（中略）真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。こうした考え方に基づき、関係団体等ときめ細かな調整を行うこと」とされておりますが、数回の短時間の説明会が開催されましたか、質疑の時間も十分にないまま今日に至っており、納得ができませんので、減額について反対の請願をさせていただきます。

2 請願の理由

- (1) 私立保育所運営費負担金については、児童福祉法に基づき、別紙 1 のとおりですが、このたび、別紙 2 の県・市町村協調補助を含め、県 3 分の 1 ・ 市町村 3 分の 2 とする案が示され、平成 23 年 12 月 22 日付けで神奈川県市長会並びに神奈川県町村会連名により、別紙 3 のとおり緊急要望がなされており、一部市町村におきましては、保護者負担金(保育料)の値上げも検討されていると聞いております。
- (2) 厳しい財政状況につきましては、県税収の減など一定程度理解いたしますが、市町村においても同様の状況にあり、県が私立保育所運営費を市町村に負担させる現状案が実施されますと、補助金を負担できない市町村も出てくると聞いております。
- (3) 今回の県保育所運営費補助金が減額されますと、県が関係団体等に示している約 98 万円ではなく、別紙 2 のとおりとなり、特に国や県が奨励している産休明けからの乳児を多く保育している保育所に影響が大きく、乳児保育を積極的に推進することが出来なくなることが想定されております。
- (4) また、私立保育所の運営費の大部分は、人件費であり、保育士等の雇用にも影響が出ることも予想され、人員削減も予想されております。

以上

平成 24 年 2 月 9 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

平成 24 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月 8 日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、3月 7 日(水)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 24 年 3 月 14 日(水)15:00~

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2 階 第 2 会議室

3 議 題

(1) 平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案
について

(2) その他

4 その他

- ・ 同封いたしました議案は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等が修正になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場は、13:00~15:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、1 階 ミーティングルームにてお待ちください。

7

(Fax番号 045-311-1837)

出欠確認書及び委任状

平成24年3月14日(水)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② (市又は町) 保育園 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名

保育園名

所在地

(会場準備等の都合により、3月7日(水)までに事務局あてにご返送ください。)

平成 23 年度

一般社団法人神奈川県保育会
総会資料

日 時 平成 24 年 3 月 14 日 (水)

15:00～

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階
第 2 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総会次第

- 1 開会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議事

(1) 議案

第1号議案 平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

(2) 報告事項

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者
委員追加委員について

- 6 質疑
- 7 閉会

[第1号議案]

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案

〈提案理由〉

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、ご承認願いたい。

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画(案)

(本文中の_____は前年度との主な変更部分を示す。)

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要がある。

現在、国においては、「子ども・子育て新システム」の制度化に向けた法案が、国会に提出されるとともに、国の「保育所の面積基準の取扱い通知」に基づく県条例制定に向けた準備など、保育所の円滑な運営に影響を及ぼしかねない重大な問題が山積している。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の構築を目指しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進していく。また、国や神奈川県等の動向に常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて意見表明や要望活動を積極的に実施していく。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していく。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子

どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まっている。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

また、今年度から、第三者委員会委員を3名から5名に増員して、運営体制を一層強化する。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組んでいく。また、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していく。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおし、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 当会の重要事項をはじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域や専門部の動向等に関する情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設けて、隨時開催し検討、協議を行う。

III 専門部会が実施する事業

1 総務部

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理する。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催

【4月28日（土）】

② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催

[7月25日(水)]

③ 保育の日前夜祭の開催

[11月30日(金)]

④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営

⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。

- ① 新任保育士研修
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ
- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

4 広報部

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年3回発行し、会員、行政、関係団体に配布する。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

IV 専門委員会

次の専門委員会を設け、必要に応じて会議を開催して活動する。

○ 公立保育所専門委員会

地域における公立保育所の役割や保育の質を高める取組みについて意見交換、情報交換を行い、公立保育所の問題を専門的に推進することを目的に

活動する。

○ 民間保育所経営問題専門委員会

民間保育所における補助金や最低基準の見直しが迫られている中、民間保育所の基盤整備等を含め、運営の弾力化について検討を図っていく。

○ 食育推進委員会

保育所における乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通して豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るため、調査研究し、会員との情報交換を行う。

○ 表彰選考委員会

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰者を決定して理事長に報告するため、委員会を開催する。

V 保育園利用者相談室

① 会議の開催 … 運営委員会(6回)、第三者委員・運営委員合同会議(2回)

② 保育園利用者等からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等

③ 研修会の開催(2回)

日本社会福祉弘済会の助成事業に採択された場合は、研修会等の事業をさらに実施する。

④ 会員の新規募集、会員証の発行

⑤ 会員等への情報提供

⑥ 参考図書の配布

⑦ 第三者委員候補者の選考

⑧ 保育園利用者相談室のあり方の検討

VI その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

○ 関東ブロック保育研究大会 [7月5日(木)~6日(金)栃木県]

○ 全国保育研究大会 [11月14日(水)~11月15日(金)沖縄県]

○ 関東ブロック保育事業連絡協議会

[9月6日(木)~7日(金)相模原市]

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

平成 24 年度月間行事予定表(案)

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(上旬) ・23 年度監査(上旬) ・委員会(11 日/水)、部会(11 日/水) ・第 46 回保育事業大会(28 日/土) ・定時総会(28 日/土) 	・県社協新任保育士激励会(7 日/土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(16 日/水)、部会(16 日/水) ・「保育かながわ」78 号発行 	・全保協協議員総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保育士研修会 ・全保協会長表彰選考委員会 ・委員会(13 日/水)、部会(13 日/水) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(25 日/水)、部会(25 日/水) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(25 日/水) ・保育園利用者相談室研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会 (5~6 日)栃木県 ・食育推進研修会
8		・公立保育所トップセミナー
9	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動開始 ・委員会(12 日/水)、部会(12 日/水) ・保育専門講座 I 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育事業連絡協議会 (6~7 日)相模原市
10	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(10 日/水)、部会(10 日/水) ・「保育かながわ」79 号発行 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(30 日/水)、部会(30 日/水) ・保育専門講座 II ・保育園利用者相談室研修会 ・保育の日前夜祭(30 日/金) 	・全国保育研究大会(14~16 日)沖縄県
12	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(12 日/金)、部会(12 日/金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(1 日/土) ・全国保育組織正副会長等会議
1	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(9 日/水)、部会(9 日/水) ・保育所食育研修会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(13 日/水)、部会(13 日/水) ・保育専門講座 III 	・全保協保育所長リーダー研修会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(13 日/水)、部会(13 日/水) ・定時総会(13 日/水) ・「保育かながわ」80 号発行 	・全保協協議員総会

[注]随時開催 ①理事会(正副理事長・部長等会議) ②専門部会 ③専門委員会

平成24年度一般社団法人神奈川県保育会予算書(案)

(自)平成24年4月1日～(至)平成25年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費		7,450,000	7,250,000	200,000	
	会員会費	5,350,000	5,250,000	100,000	会員298園
	相談室会費	1,600,000	1,500,000	100,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,331,000	4,620,000	△ 289,000	
	県補助金	3,081,000	3,570,000	△ 489,000	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
	その他補助金	200,000	0	200,000	日本社会福祉弘済会
事業収入		2,660,000	2,660,000	0	
	諸研修会収入	1,460,000	1,460,000	0	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等、補助金
	行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	1,750,000	0	
	予対協力金収入	1,400,000	1,400,000	0	
	保険会社協力収入	350,000	350,000	0	AIU
雑収入		404,000	404,000	0	
	雑収入	400,000	400,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
	預金利子	4,000	4,000	0	
繰越金		907,000	1,578,000	△ 671,000	
	繰越金	907,000	1,578,000	△ 671,000	
合計		17,502,000	18,262,000	△ 760,000	

[支出の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費		6,750,000	6,883,000	△ 133,000	
	人件費	6,060,000	6,043,000	17,000	給与、手当、法定福利費
	旅費	30,000	30,000	0	
	福利厚生費	40,000	40,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	消耗品費	300,000	350,000	△ 50,000	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	150,000	200,000	△ 50,000	
	慶弔費	150,000	200,000	△ 50,000	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		990,000	1,090,000	△ 100,000	
	総会費	60,000	60,000	0	総会資料等
	会議費	300,000	350,000	△ 50,000	企画運営委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	450,000	500,000	△ 50,000	
	連絡調整費	180,000	180,000	0	関係団体祝金等
事業費		4,450,000	4,550,000	△ 100,000	
	県大会費	800,000	800,000	0	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	1,400,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	1,560,000	40,000	
	会報発行費	200,000	240,000	△ 40,000	保育かながわ78・79・80号
	ホームページ経費	100,000	200,000	△ 100,000	
研修・研究費		1,650,000	1,800,000	△ 150,000	
	研修費	1,600,000	1,750,000	△ 150,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	調査研究費	50,000	50,000	0	
活動費		400,000	500,000	△ 100,000	
	予対活動費	300,000	350,000	△ 50,000	全保協納入等
	専門委員会活動費	100,000	150,000	△ 50,000	
負担金・補助		3,065,000	3,050,000	15,000	
	全保協・関プロ	1,500,000	1,485,000	15,000	
	県社協	250,000	250,000	0	
	事務所使用料	65,000	65,000	0	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		197,000	389,000	△ 192,000	
	予備費	197,000	389,000	△ 192,000	
合計		17,502,000	18,262,000	△ 760,000	

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員追加委員

☆保育園利用者相談室第三者委員の資格要件
保育園利用者相談室規程第7条

第二者委員は、利用者等からの意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。
弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、本公司員、その他社会福祉に關し高度の識見を有する者。

(氏名 : 敬称略)

氏 名	職 名	備 考
草 光 純 二	現社会福祉法人幸保園理事長 元神奈川県横須賀児童相談所長、厚木児童相談所長 元鎌倉女子大学短期大学部教授	H23.11 ご本人のご内諾済
祖父江 照 男	南足柄市民生委員児童委員会協議会会长 神奈川県民生委員児童委員会協議会理事 元南足柄市教育委員会委員	H24.1 県民児協理事会で推薦決定 ご本人のご内諾済

☆相談室員の選任手続き

保育園利用者相談室規程第10条

第三者委員会は、運営委員会が選考した候補者の中から、本公司長が、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

☆任期 平成24年4月1日から2年間

第46回神奈川県保育事業大会(案)

1 開催日 平成24年4月28日(土)
9:00 ~ 16:30

2 会場 神奈川県社会福祉会館

3 当日のスケジュール

9:00~10:00 来賓・受賞者受付

10:00~11:00 式典

・永年勤続表彰式

・記念品贈呈(大臣表彰、県保育賞)

・来賓祝辞、来賓紹介

11:10~12:30 保育会総会、保育士会総会

昼食・休憩・分科会打合せ

13:30~16:00 研究発表大会

16:00~16:30 処理委員会

事務連絡
平成24年2月吉日

研究発表者（代表） 各位

保育事業大会研究発表について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月28日（土）に行います第46回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。

ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上4月12日（木）を期限としてお願いします。

また、事前打合せは当日 4月28日（土）12時40分～1階 ミーティングルームにて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

神奈川県保育事業大会研究発表・討議

1. 意見発表について

- (1) 発表時間は1発表30分以内とその後質疑応答となります。
- (2) 意見発表に際しては、プロジェクターやビデオ等の機材を使用される場合は、必要機材のご記入をお願いいたします。

但し、会場の都合によりご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

2. 原稿等について

- (1) 文字数 1発表あたり4,000字以内 (A4版 / 4頁)
提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。
- (2) 原稿は、横書きでお願いいたします。
- (3) 4,000字 (A4版 4頁) 以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

3. 意見発表原稿の提出期限

平成24年4月12日(木)

4. 発表事前打ち合わせを当日4月28日(土)12時40分～1階ミーティングルームにて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。
お弁当をご用意いたしております。

5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人 神奈川県保育会
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837
メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

原稿作成要領

1 様式 等

- ・ 使用ソフト Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・ 原稿用紙サイズ A4 縦型 (横書き)
- ・ 余白設定 上 20mm・下 18mm・右 20mm・左 20mm
- ・ 文字数 40字×36行
- ・ 書体、文字サイズ 明朝体 / 10.5 ポイント程度

2 原稿作成上の留意点

- ・ 1ページ目は、7行目から都県市町村名、保育所（園）名、発表者職氏名を、
11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・ その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて
下さい。
- ・ 2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

※ 記載例

テーマ —サブテーマ—

(7行目から) → 県・市・保育園名
役職・氏名

保育所の概要← (11行目から)

定員 名 現員 名 職員総数 名 設立年月日 昭和 年 月 日

設置市町村概要

人口 人 保育所数 カ所 (公) カ所 (私) カ所

1 はじめに← (17行目から)

.....
.....
2

平成24年2月吉日

各保育園（所）長様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築融光（印略）

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による
被表彰者のご推薦について（お願い）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方を来たる4月5日（木）までにご推薦くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を差し上げておりますのでご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成24年4月28日（土）第46回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL 045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

一般社団法人神奈川県保育会会員規程

(表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

[取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会长表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご留意ください。

平成24年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

平成24年4月1日現在

ふりがな 氏名	昭和 年 月 日 生			
ふりがな 施設名 (勤務先)	職名			
ふりがな 施設の住所	TEL - - - FAX - - -			
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月	
		現在に至る		
	(通算合計)		年 カ月	
備考				
平成24年 月 日				
推薦者職氏名				印

※ 勤続年月数=他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

一般社団法人神奈川県保育会

24

平成 24 年 2 月 8 日

各地区園長会会長
各企画運営委員会委員 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

平成 24・25 年度企画運営委員会委員の報告について(依頼)

春寒の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本会運営に関しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、企画運営委員会委員の皆様の任期は、今年度までの 2 年間であり、来年度からは新任の委員による企画運営委員会の構成となります。(引き続きの再任は差し支えありません。)

また、本会役員の選任を行うために、新任の企画運営委員会委員を早急に選任いただき、委員名簿を作成する必要がありますので、年度末の何かとお忙しいところ、大変恐縮ですが、別紙様式により、2 月 29 日(水)までに事務局あてに Fax にてご連絡いただきますようお願ひいたします。

※神奈川県保育会企画運営委員会規程

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 地区代表委員 市郡毎に 15 保育所までを 1 名、30 保育所までを 2 名、31 保育所以上を 3 名の割で互選された者

(2) 理事会で推薦された者 若干名

(3)(4) 省略

2 前項第 2 号の推薦にあたっては、推薦委員となるべき者の属する地区的意見に反しない配慮をして、理事長が委員会に諮って了承を得るものとする。

(問合せ・連絡先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

25

神奈川県保育会事務局 FAX 045-311-1837

(2月中にご連絡ください)

一般社団法人 神奈川県保育会地区代表委員の連絡票

(就任期間: 平成24・25年度) 2012.4.1~2014.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名 _____

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - - -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、3月の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 3月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出了場合は、その場で諮り、同意が得られたら、「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 「理事候補者名簿」は、4月定時総会開催通知とともに、役員改選議案として会員に送付する。
- ④ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ⑤ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

次の研修会通知を送付しておりますが、定員までにかなりの余裕があります。
相談室規程には、会員の責務として、研修会等への積極的な参加を定めており、
特に、第1回研修会に欠席された園は、積極的なご参加をお願いいたします。

平成23年12月13日

一般社団法人神奈川県保育会
保育園利用者相談室会員園長様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

「保育園利用者相談室」研修会について(通知)

今年も残り少なくなりましたが、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたしますので、積極的に参加してくださるようご案内いたします。

なお、第1回研修会(11月29日開催)に、ご欠席された保育園におかれましては、是非ご参加くださるようお願いいたします。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)
Tel 045-311-8754

次の研修会通知を送付しておりますが、定員までにかなりの余裕があります。
まだ、申込みをされていない園においては、開催要領をご覧の上、積極的なご参加をお願いいたします。

平成 23 年 12 月 13 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

「保育園利用者相談室」研修会について(通知)

今年も残り少なくなりましたが、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、今年度第2回目の研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたします。

なお、昨年度から、当保育会が一般社団法人となったことに伴い、公益性の観点から、研修会の参加対象を相談室会員から拡大し、相談室会員でない保育会会員の方々にも、有料で参加する道を開きましたので、別添開催要領をご覧の上、参加の申込みをしていただきますようご案内申し上げます。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

平成23年度第2回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成24年3月5日（月）
13時15分から16時30分まで

3 会場 ホテル・キャメロットジャパン
4階 「フェアウインドI・II」

4 研修内容及び助言者(予定)

(1) 研修内容 複数の保護者からの相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。
その発表内容について、第三者委員が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員
・小林 育子先生 ・宮田 丈乃先生
・小川 晃先生

(3) タイムスケジュール(予定)

12：45	受付
13：15	主催者挨拶、オリエンテーション
13：30	開会・グループ討議
15：00	休憩
15：10	グループ発表
16：00	総評とまとめ
16：30	閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加

費は有料(1人につき 3, 000円を徴収いたします。)
・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。
<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 都築 融光(つづき ゆうこう)
<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定 員 200名程度

6 申込方法 平成24年2月24日(金)までに別紙申込書により、
Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書(24.3.5)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職　名	氏　名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに□をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

神奈川県保育会加入

社会福祉法人各位

川崎市市民・こども局保育所整備推進室

川崎市保育所の建替え・民営化に関する事前のお知らせ

川崎市では「第2期川崎市保育基本計画」に基づき、本市保育所の建替え・民営化を進めており、平成26年4月民営化対象園を決定し、運営していただく社会福祉法人を募集する予定です。

つきましては、あらかじめ募集の概要をお知らせいたします。

なお、募集の詳細につきましては、平成24年4月下旬にあらためてお知らせ申し上げますので、御検討くださいますようお願い申し上げます。

1 募集予定期間 平成24年4月下旬から6月下旬（2か月間）

2 スケジュールのあらまし

平成24年 4月下旬～ 6月下旬	募集 ※1
7月中旬～ 9月下旬	選考・決定 ※2
10月上旬～	保護者説明会・保育園行事等への出席など開始※3
平成25年 7月中旬～	新園舎の建設（～平成26年2月末）
10月～平成26年3月	共同保育 ※4
平成26年 4月～	新園舎で法人による運営開始
4月～10月	法人・保護者・市による民営化後の会議等

※1 平成24年4月1日現在、神奈川、東京、埼玉又は千葉のいずれかの都県内で、定員60人以上の認可保育所を1年以上安定的に運営している社会福祉法人であることが応募資格となります。（昨年度の募集を例に、このとおり予定しています。）

一定の経験年数等を満たした園長、主任保育士を予定していただくことが必要となります。

※2 事業提案を行っていただき、運営園視察などを行います。

※3 保護者に紹介後、新園舎や新園の運営についての説明会を適宜開催します。

園長予定者、主任保育士予定者によって行事などについて随時引継を開始します。

※4 公営の当該保育所に、園長予定者、主任保育士予定者、各年齢に1名ずつの担当保育士を派遣していただき、引継を行っていただきます。（基本的に保育園開園前6か月間）

3 川崎市の建替え・民営化事業の特徴

■ 現在の園舎は川崎市が取壊し、更地にします。（仮設園舎は川崎市が建設し、公営で運営します。）

■ 保育所用地を無償貸与します。

■ 設置・運営法人が新園舎を設計・建設します。

★建設費、設計費、設計監理費、初度調弁費を、補助基準額の4分の3補助 ※1 します。

★施設整備に伴う費用を福祉医療機構などから借り入れた場合、元金の4分の3、利子全額を返済助成 ※2 します。

※1 『民間保育所整備の手引』12・13ページ参照 (<http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info2940/index.html>)。手引中の『本市当初予算単価』は、平成23年度実績では300,000円／m²です。（年度により変わる場合があります。）

※2 補助基準額と補助金額の差までの借入額に対して助成します。

注：※1、※2ともに補助基準額を超過した部分については、全額法人の負担となります。

【裏面に続きます】

4 お問い合わせについて

(1) 募集の詳細について

4月下旬に、募集要項が整いましたら資料を電子メールでお送りさせていただきますので、御希望の場合は以下宛に電子メールをお送りください。

■ 送付先アドレス : 25kodose@city.kawasaki.jp

■ メール件名 : 平成26年度民営化資料希望

■ 記載事項 : ・御関心のある保育園名（申込みは1園となります、現時点では複数可です。）

・法人名

・御担当者名

・御連絡先住所、電話番号

(2) その他

御不明な点は、上記メール又は電話でお問い合わせください。

電話 : 044-200-2665

保育所整備推進室

募集対象園

保育園名	所在地	定員 (現行→民営化後)	敷地面積	最寄り駅
かんのんちょう 観音町保育園	川崎区 観音1-10-3	95人 →120人	1,448.84 m ²	川崎市営バス 池藤橋バス停 徒歩3分 (JR川崎駅からバス15分)
かみこだなか 上小田中保育園	中原区 上小田中1-28-25	95人 →120人	1,545.91 m ²	JR南武線 武蔵新城駅 徒歩10分
しほくち 子母口保育園	高津区 子母口378	120人 →130人	1,289.00 m ²	川崎市営バス・東急バス 子母口バス停 徒歩2分 (JR南武線 武蔵新城駅から バス10分)
にしありま 西有馬保育園	宮前区 有馬1-8-6	120人 →130人	1,516.92 m ²	東急田園都市線 鶯沼駅 徒歩10分
みた 三田保育園	多摩区 三田1-18-3	120人 →130人	1,907.00 m ²	小田急 生田駅 徒歩5分

※特別保育事業などについては、川崎市ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25kodose/seibi/26minnei1.pdf>

※各保育園への直接のお問い合わせや、園内の見学は御遠慮願います。

平成24年2月8日

一般社団法人
神奈川県保育会
理事長 都 築 融 光 様

神奈川県保育士会
会長 富 田 弘 美

県役員会の開催及び県保育内容研究会の一時休会について（通知）

厳冬の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、県保育士会の運営、事業活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当保育士会の役員につきましては、保育士会会則第10条（役員の選出）の規定に従い、各地区から選出又は推薦された者により会を構成し、毎月役員会（8月は休会）を開催してまいりました。

しかしながら、会員数が少ない地区や施設から選出された役員は、自施設における執務との兼務等で役員会への出席が困難な状況となっており、また、正副会長職（別紙、神奈川県保育士会会長・副会長順番表）に就任する職員につきましても、全国保育士会における委員活動のほか、各種大会及び関係団体への参加があるため、極めて多忙な職務を抱え、今後の選出が益々厳しくなってきているのが現状でございます。

このような事態から、役員会における今後の開催運営について、正副会長で協議いたしました結果、来年度から役員会の開催を奇数月と4月の年7回に減らし、役員の負担軽減を図りたいと考えております。{但し、会則第13条（会議）の規定により、必要が生じた場合は隨時、会長が招集し役員会を開催することとする。}

このことにより役員会の活動がおろそかにならないよう、逐一情報の伝達や資料の配布を図り、かつ緊急を要する件については、その都度、県役員に連絡し、会員相互の連携や情報の共有を、より一層密にしてまいりたいと考えております。

また、県保育内容研究会につきましても、役員同様、研究員の選出が難しくなる一方、この数年は研究員の構成が減少により、研究業務もはかどらない状況となっています。更に県保育士会全体の会員数減少に伴う収入減が見込まれますことから、今後ますます運営が厳しくなるため、保育内容研究会につきましては、1年間休会させていただき、懸案事項として引き続き検討してまいりたいと思います。

このような状況下のため、この趣旨にご賛同いただけますよう、是非、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本件の周知につきまして、各市町担当課長及び各地区保育士会会长並びに各施設長あて通知させていただきます。

問い合わせ先
事務局 事務局 碑部
電話 045(311)8757

34

神奈川県保育士会会長・副会長順番表

平成21年4月1日改正施行
平成20年12月11日役員会承認

年度	会長選出地区	副会長選出地区(1)	副会長選出地区(2)	備考
10	鎌倉	小田原	伊勢原	近年の経過
11	小田原	相模原	川崎	逗子・葉山 大和 川崎 寒川 退会済
12	相模原	横須賀	川	足柄下郡17.3 退会 厚木(個人会員)18.3 退会
13	横須賀	藤沢	海老名	関東ブロック実行委員会・全国保育士研究発表大会担当
14	藤沢	座間	南足柄	関東ブロック保育研究大会神奈川県開催(藤沢市)
15	座間	秦野	茅ヶ崎	関東ブロック連絡協議会神奈川県開催(湯河原町)保育土部会担当
16	秦野	伊勢原	鎌倉	
17	伊勢原	愛川	平塚・中郡	
18	愛川	茅ヶ崎	小田原	全国保育士会研究大会発表当番県
19	茅ヶ崎	平塚・中郡	綾瀬	神奈川県保育士会50周年記念実行委員会発足
20	平塚・中郡	海老名	間	
21	海老名(県内専任)	南足柄	秦野	神奈川県保育士会50周年(実施日 平成22年2月7日)
綾瀬(全国専任)	—	—	—	全国保育士会常任委員担当(綾瀬)
22	南足柄(県内専任)	鎌倉	藤沢	
綾瀬(全国専任)	—	—	—	全国保育士会常任委員担当(綾瀬)
23	鎌倉	小田原	横須賀	
24	小田原	横須賀	伊勢原	
25	横須賀	藤沢	愛川	
26	藤沢	座間	海老名	
27	座間	秦野	南足柄	関東ブロック実行委員会
28	秦野	伊勢原	茅ヶ崎	関東ブロック保育研究大会神奈川県開催(市町)
29	伊勢原	愛川	鎌倉	関東ブロック連絡協議会神奈川県開催(市町)
30	愛川	茅ヶ崎	平塚・中郡	
31	茅ヶ崎	平塚・中郡	小田原	
32	平塚・中郡	海老名	綾瀬	
33	海老名	綾瀬	間	
34	綾瀬	南足柄	秦野	
35	南足柄	鎌倉	藤沢	

* 会員・園数少数の 足柄上郡地区は会長・副会長選出対象から除外する(平成10年度以降)

* 21~22年度は神奈川県が全国保育士会常任委員担当のため、変則的であるが全国専任の会長と県内専任の会長を2名置く。

全社児福発第 486 号

平成 24 年 1 月 30 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全 国 保 育 協 議 会

会 長 小 川 益 丸

保育所の実態調査 調査票回収へのご協力について

本会の事業推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて本会では、「保育所の実態調査」を会報『ぜんほきょう』10月号に同封し、会員保育所に回答へのご協力をお願いしたところです。

(神奈川 102園 34%)

ご回答の締め切りを平成 23 年 11 月 30 日（水）とさせていただいており、会報 11 月号においても調査協力のご依頼を申しあげていたところですが、12 月末日時点の段階で約 36% の回答率となっております。

保育所をめぐる状況としては、国における「子ども・子育て新システム」の制度案づくりの検討が大詰めを迎えるなど、制度・施策の大きな転換期となっております。こうしたなか、保育所の正確な実態を踏まえた信憑性のあるデータに裏付けられた意見表明や提言が、今後の保育所保育さらには子育ち・子育て環境の改善にむけて、大変重要なものとなってまいります。

つきましては、趣旨をご理解いただき、貴下会員保育所に対する「保育所の実態調査」への一層の回答への働きかけをいただきたく存じます。なお締切日につきましては、平成 24 年 2 月 20 日（月）まで延長いたしますので、重ねてのご協力をお願い申しあげます。

◆ご記入内容は統計的に処理し、市町村名、施設名、記入者名、電話番号、回答内容などを個別に公表することは一切ありません。なお、本調査の集計は、みずほ情報総研株式会社に委託して行います。

▶調査票を紛失された際は、全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/>) よりダウンロードができますので、ご利用ください（ダウンロードの際のパスワードは zenho です）。

◆貴下会員保育所にむけて回答を促す際の参考として、貴県市において回答のあった保育所のリストを添付いたします。なお、本会会報「ぜんほきょう」平成 24 年 1 月号において、同様の主旨の依頼文書を直接会員保育所宛てに送付いたしております。

◆お問合せ先：

《調査の趣旨に関するここと》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部（全国保育協議会担当：武田、岡澤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503（月～金 9 時半～17 時半）

《設問趣旨や回答方法に関するここと》

みずほ情報総研(株) 社会経済コンサルティング部（担当：山岡、福田、砂川）

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3 TEL:03-5281-5276（月～金曜日、9 時半～18 時）

会員保育所 各位

平成24年1月1日



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 小川 益丸

保育所の実態調査 ご協力のお願い（再依頼）

本会の事業推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて本会では、「保育所の実態調査」を会報『ぜんほきょう』10月号に同封し、会員保育所に回答へのご協力をお願いしたところです。

ご回答の締め切りを平成23年11月30日（水）とさせていただいており、会報11月号においても調査協力のご依頼を申しあげていたところですが、12月末日時点の段階で約36%の回答率となっております。

保育所をめぐる状況としては、国における「子ども・子育て新システム」の制度案づくりの検討が大詰めを迎えるなど、制度・施策の大きな転換期となっております。こうしたなか、保育所の正確な実態を踏まえた信憑性のあるデータに裏付けられた意見表明や提言が、今後の保育所保育さらには子育ち・子育て環境の改善にむけて、大変重要なものとなってまいります。

つきましては、まだご回答いただいていない会員保育所におかれましては、会報10月号に同封しました調査票にて、ご回答にご協力賜りたく存じます。なお締切日につきましては、平成24年2月20日（月）まで延長いたします。

なお、本文書は、会員保育所あてに同封しております。すでにご回答いただいている場合はご容赦のほど、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

◆ご記入内容は統計的に処理し、市町村名、施設名、記入者名、電話番号、回答内容などを個別に公表することは一切ありません。なお、本調査の集計は、みづほ情報総研株式会社に委託して行います。

◆調査票を紛失された際は、全保協ホームページ (<http://www.zenhokyo.gr.jp/>) よりダウンロードができますので、ご利用ください（ダウンロードの際のパスワードはzenhoです）。

◆お問合せ先：

《調査の趣旨に関すること》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部（全国保育協議会担当：武田、岡澤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503

《設問趣旨や回答方法に関すること》

みづほ情報総研(株) 社会経済コンサルティング部（担当：山岡、福田、砂川）

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア8階 TEL:03-5281-5276

◆調査票返送先：

みづほ情報総研(株) 社会経済コンサルティング部 保育所の実態調査担当

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア8階

平成 23 年度 神奈川県小児保健協会 特別講演会

～発達障害児への理解と対応～

障害がある子どもの支援と関係機関の連携
-下関・山口県の取り組み-

講師 かねはら医院 院長

金原 洋治 先生

山口県下関市で発達障害のこどもたちのために
多職種や地域との連携を作り上げた金原医師より
お話をいただきます！

場所 神奈川県立こども医療センター 講堂

(住所 横浜市南区六ツ川 2-138-4)

日時 平成 24 年 3 月 1 日(木)13:30~15:30

対象 母子保健、医療に携わる人

定員 先着 55 名 要予約

予約方法 神奈川県立こども医療センター

保健福祉相談室 佐藤 宛 Fax 045-721-3591

締め切り: 2 月 16 日(木)

事務局

神奈川県立こども医療センター

母子保健室内 佐藤・河原

住所 横浜市南区六ツ川

2-138-4

電話 045-711-2351(代表)

障害がある子どもの支援と関係機関の連携 一下関・山口県の取り組み一

要旨

障害の有無に関わらずすべての子どもに発達支援が必要ですが、障害が重いほど家族を含めた地域支援の必要性が高くなります。勤務医時代NICUで多くの子どもと出会い、療育の場や地域支援の場の乏しさを強く実感するようになり、平成10年子育て支援と障害児の地域生活支援という2つのコンセプトを掲げ開業しました。デイケアや心の問題や発達が気になる子の相談室を開設し、地域の人たちとサポートネットワークづくりをしながら活動してきました。その後、発達障害など気になる子どもの相談が多くなり、平成17年からは行政や関係機関と連携して、県小児科医に5歳児発達相談検討委員会を設置し活動を行っています。障害児支援の先進地神奈川県の活動に参考になるか心配ですが、医療だけでなく教育・福祉分野での役割を担うことができた小児科医として、発達障害の支援における問題点や課題を中心にお話します。ささやかな取り組みが少しでもお役に立てれば幸いです。

金原 洋治 (かなはら ようじ)

略歴&プロフィール

昭和50年山口大学医学部卒業。昭和52年済生会下関総合病院小児科。

平成10年開業後、心身障害児医療、小児心身医療などを中心に活動。

平成16年、クリニックに発達支援室ベースキャンプを開設し、発達障害や子どものこころの問題を抱えた子どもの支援の場を開設すると共に、重症心身障害者地域生活支援センターじねんじょを併設。

主な役職 医療：日本小児科学会代議員、山口県小児科医会会长、下関市小児科医会会长

日本小児心身医学会評議員、日本小児保健協会評議員

日本小児科医会代議員＆子どもの心対策部委員

赤ちゃん成育ネットワーク会長

教育：下関市特別支援教育推進委員会委員長

山口県教育委員会就学指導員会委員、下関市就学指導委員会委員

山口県立下関総合支援学校指導医、下関市特別支援教育専門家チーム委員

福祉：下関市障害基本計画＆福祉計画策定委員会委員長（H23年）

下関市自立支援協議会会長、社会福祉法人じねんじょ理事長

下関市社会福祉事業団理事（下関市こども発達センター運営）

NPO 法人下関市身体障害者団体連合会理事長

NPO 法人山口県自閉症協会理事

社会福祉法人さくらの丘理事（福祉作業所運営）

NPO 法人彦島江の浦福祉工房理事

NPO 法人不登校ひきこもり支援センターNest 理事（フリースクール運営）

著書 分担執筆：生育の視点にたった学校保健マニュアル（診断と治療社、2007）

スクールカウンセリングマニュアル（日本小児医事出版社、2008）

在宅医療ガイドブック（中外医学社、2008）

小児科臨床ピクシス8小児のプライマリケア（中山書店、2009）

かゆいところに手が届く小児プライマリケアガイド（羊土社、2010）

子育て支援ハンドブック（日本小児医事出版社、2011）

乳幼児健診マニュアル第4版（医学書院、2011）

共 著： なっちゃんの声—学校で話せない子ども達の理解のために—（学苑社、2011）

【 FAX 送信票 】 FAX 045-721-3591

神奈川県小児保健協会事務局

神奈川県立こども医療センター 母子保健室 佐藤 宛

平成 23 年度 神奈川県小児保健協会 特別講演会 参加申込書

氏名	職種	所属名

◎講師の先生にご質問がございましたら、ご記入ください。

参加申込者 所属名： _____

連絡先： _____

担当者名： _____

60

幼保一体総合こども園

15年めど子育て支援案

政府は31日、消費増税に合わせて導入する新たな子育て支援制度案を、有識者の検討会合でとりまとめた。増税分を財源にした働く世代向けの支援策の目玉となる。幼保を一体化した新型施設「総合こども園」を柱に待機児童の解消を図り、市町村には保育サービスに関する需要量の調査と計画策定を義務づける。今国会に関連法案を提出して2015年めどに本格実施する方針だ。

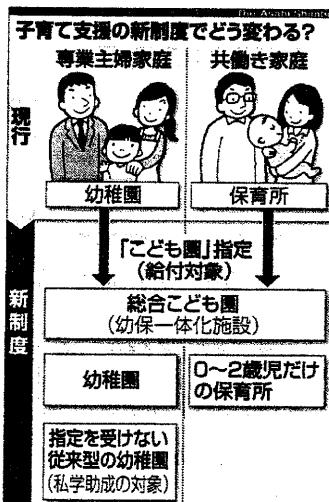
新制度がめざすのは、就学前の子ども向け政策の一元化だ。今は、主に専業主婦家庭の子どもは幼稚園、共働き家庭では保育所に通い、所管も文部科学省と厚生労働省に分かれる。これらの施設を、消費増税に合わせて15年めどに

創設する「ひども園」制度の下に束ね、指定を受けた施設には、市町村が運営費などとして「こども園給付」を出す仕組み。幼保一体型の「総合こども園」は、専業主婦・共働きを問わず、子どもを受け入れ、集団生活のルールなど遊びに力を点を置く「教育」と、安全を守り満たせば幼稚園や0~2歳

も指定を受けられ、3種類が混在する形となる。総合こども園は、専業主婦・共働きを問わず、子どもを受け入れ、集団生活のルールなどを遊びに力を点を置く「教育」と、安全を守り満たせば幼稚園や0~2歳

- 新たな子育て支援制度のポイント
 - ・保育所と幼稚園を一つにした「総合こども園」創設
 - ・大半の保育所を3年かけて移行、幼稚園は手あげ方式
 - ・株式会社の参入を拡大
 - ・1兆円超の財源を確保し、2015年めどに本格実施
 - ・市町村に保育の需要量把握、計画策定を義務づけ

市町村ごとにニーズ把握



3歳未満の受け入れは任意

待機児童は、都市部を中心に全国で約2万6千人（昨年4月時点、厚労省調べ）おり、比較的空きがある幼稚園の活用がカギとされてきた。内閣府幹部は「新制度で待機児童の解消はスピードアップする」と期待するが、課題も多い。総合こども園に受け入れるためには、3歳未満児は、

入も大幅に増やす。利用方法も変わる。まず市町村で「保育が必要か」を、15年度末で1兆円超の認定を受けるが、今の保育所に入れる基準と比べ、パートで働く人の子どもでも入りやすくする方針だ。保育の必要性が認められれば、親は施設を選んで直接契約をする。ただ、待機児童がいる地域では、これまで通り市町村が入所先を想定だ。

決める。利用料は今の幼稚園や保育所を基準とし、大きさは変わらないようにす

る方向だ。

に。

私学助成を受ける従来型の幼稚園として存続する道も残った。政府は総合こども園に対する給付を手厚くするところで、移行を促すとしているが、具体策

の検討は進んでいない。

こども園制度の所管も複数で、分野ごとに厚労省、文科省、内閣府の権限が入り組む。「総合行政」の非効率解消といわれるのは、中途半端に終わり、関係者は「一元化ではなく三元化になる」との懸念も出ている。

新制度は消費増税分の一

部を財源に充てる想定のため、導入も増税実現が前提となる。自民党は「新制度では待機児童解消はできない」と反対する姿勢を強め、公明党も「財源の確保をどう達成するのかが不明」と距離を置く。消費増税をめぐる与野党的攻防も絡み、関連法案の成立の道筋は不透明だ。

(長富由希子)

社説

Editorials

子育て支援策

保育の発想を変えよう

今国会の冒頭、野田首相が行った施政方針演説のなかで、ただひとつ、固有名詞のあがつた社会保障の政策がある。

「子ども・子育て新システム」。5%幅の消費増税から、年間7千億円を投入する。少子化対策を通じた現役世代支援の切り札であり、社会保障と税の一体改革の目玉である。

しかし、中身を知っている人は少ないだろう。

その詳しい制度案が、有識者の検討会合でまとめた。これが複雑でわかりにくい。全体像を把握するには、まず出発点となる問題意識をおさえる必要がある。

一つは、正社員の夫と事業主婦という世帯はもはや標準ではなく、今後の子育て世代は共働きでなければ生活が難しいといふ社会の変容である。

「」れども、働く母親の子ども

は「保育に欠ける」とされ、福祉の対象だった。その発想を転換し、保育をほとんどの人が利用する普遍的なサービスにしようというのだ。老人福祉が介護保険になったのと似ている。

その手立てとして、認可保育所だけでなく、幼稚園にも保育に参加してもらう。株式会社など多様な主体の参入を促す。

そして、都市部を中心に全国で約2万6千人いる待機児童の解消を目指す。正社員だけではなく、親がパート勤務でも子どもを預けやすくなる。

もう一つの問題意識は、地縁や血縁による支えが弱くなつた今の子育ては、昔よりずっと難しいという現実である。

だから、働いていない親でも子どもを短時間預かってもらえるよう、地域でのサービスの量と種類を増やす。親を孤立させないのが肝だ。

現状を大きく変えるだけに、不安も大きい。財源を委ねられた市町村が必要なサービスを確実に提供する責任を果たせるのか。規制緩和でサービス量が拡大しても、質が低下しないか。特に株式会社が本格参入することへの警戒感は根強い。

意見の対立を乗り越えさせたのは、「子育てに財源を確保する」という共通目標だ。

省庁の壁で分けられていた保育所と幼稚園、自治体、経済界の代表が一堂に会して「子育て」を議論し、結論にたどりついたことは評価する。

法案は3月に国会提出の予定だが、野党の賛成を得られる見通しは立っていない。

子育て支援に反対する政治家はいないはずだ。問題点を洗い出し、対案も示す。そんな建設的な議論がなければ、政治は若い世代を見捨てるわけがない。

知っておこう インフルエンザの予防法



キーワードを入力

ニュース検索

条件を指定して検索

[ニュース](#) [トピックス](#) [写真](#) [映像](#) [地域](#) [雑誌](#) [ブログ/意見](#) [企業トレンド](#) [リサーチ](#) [ラン](#)
[雑誌トップ](#) [厳選雑誌記事](#) [雑誌一覧](#) [新着雑誌記事](#) [雑誌記事提供社](#)

7

シェアする!

これでいいのか待機児童対策 相次ぐ不祥事で判明した企業頼み政策の危うさ

東洋経済オンライン 2月3日(金)10時22分配信

空きがないために保育園に入ることができない「待機児童」の解消策として打ち出された「子ども・子育て新システム」(以下、新システム)——。政府・与党が1月6日に正式決定した「社会保障・税一体改革素案」の中でも、消費税増税で生まれた財源を重点投入する“目玉施策”に位置づけられている。

新システムの具体的な制度設計を審議する内閣府のワーキングチームは、近く最終案を策定。政府は、保育事業の「量的拡大」の切り札として企業の本格参入に道を開く。

ところが全面解禁を前に、一部の地域で始まっている企業による保育園運営が頓挫。企業参入のリスクの高さを浮き彫りにしている。

■保育園舎が差し押さえ

問題が発覚したのは横浜市中区の「馬車道保育園」(横浜市認可)。保育士の相次ぐ退職や保護者の苦情で運営が困難になったことから2009年12月に別の大手企業に事業が丸ごと譲渡されたものの、元の企業の親会社による税金滞納で、園舎となっているビルは、現在、財務省や横浜市から差し押さえを受けている。

馬車道保育園を運営していた企業は05年4月の同園開設とともに保育事業に参入。翌06年4月には横浜市港北区に同じく市認可の「ゆめみらい保育園」を新設した。

だが、参入から4年余りで保育事業から撤退。横浜市は運営費として2園に前払いしていた金額のうち、閉園後の分1390万円余りの返還を求めているものの、回収は困難になっている。市によれば、これとは別に2園で少なくとも6600万円以上に上る運営費の使い道が判然としない状態になっているという。

民間企業が認可保育園を開設する方法としては、(1)非営利の社会福祉法人を設立する方法、(2)企業自らが参入する方法の二つがある。後者の場合でも、自治体からの運営費は原則として保育事業に支出しなければならず、株式配当に転用することは事实上不可能。また、運営費

を建物の賃借料の支払いに回すことについても厳格な規制が設けられている。

このようなルールがあるのは、運営費は原則として子どもの保育に使用すべきものとされているためだ。利益捻出の目的で職員の賃金や遊具、給食などへの支出を削ることになった場合、保育の質に悪影響を与えるおそれがあるとの考えに基づく。そのため、営利目的での認可保育園運営は容易ではない。

にもかかわらず、待機児童対策を目的に企業立の認可保育園の誘致を積極的に進めてきたのが横浜市だ。公立保育園の廃止および社会福祉法人への譲渡が年間4園のペースで進められる一方、横浜市では11年4月現在、市内459カ所の認可保育園のうち、88カ所が企業立になっている。市は企業を誘致するために、保育園の賃借料や内装工事費の一部を補助する仕組みも設けている。

しかし、十分な財務基盤を持たず、運営能力が乏しい企業にも保育園開設を認めたことが裏目に出た。「馬車道保育園を運営していた企業の破綻がその象徴だ」と、事件の解明に取り組んできた白井まさ子・横浜市会議員(共産党)は指摘する。

馬車道保育園運営企業の社長は今回、本誌の取材に応じた。同氏は事業破綻の経緯を次のように話した。

「園舎ビル賃借料の支払い原資は、運営費の充当ではなく企業のほうで独自に手当てせよ、と横浜市から指導を受けた。しかし、参入時点でルールがきちんと知らされていなかったうえに、その後の市の指導にも納得がいかない点が数多くあった。ビルの改修費や賃借料の支払いでは会社が火の車となり、保育事業の継続を断念せざるをえなくなった」

だがその過程で、本来認められていない、保育園会計から企業の本部会計への年度をまたがった多額の貸付金があることも判明。「別事業への流用など不正な支出はいっさいない」と社長は説明しているが、経理関係の書類の多くは残っておらず、詳細を確認するすべもなくなっている。

■規制撤廃の危うさ

企業の保育事業参入にはリスクが付きまとう。これまでにも、補助金の水増し請求や外車購入などへの不正流用、突然の全園閉園などの不祥事が企業経営の保育園で発覚している。にもかかわらず、政府は企業の本格参入以外に有効な待機児童解消策はないとして、保育に関する規制の多くを撤廃しようとしている。

政府は新システムの導入に際して、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「こども園」(仮称)の新設を促していく。その際、「他事業会計との区分経理は求めるが、繰り入れや剰余金の配当に関して、法的な規制は行わない」という案を示している(ただし一定の要件を満たす「総合施設」については別途規制を検討)。

参入ルールも大幅に緩和する。職員配置基準など一定の要件を満たしていれば、原則としてこ

ども園の指定を行う。一方、事業からの撤退については、継続利用の調整義務など「基本的に『今利用している子ども』への責任を果たしたうえで、事業者の自由意思で撤退可能な仕組みとする」(内閣府作成の資料)。

ただ、規制緩和には慎重であるべきとの意見も少なくない。

検討会議の幼保一体化ワーキングチーム委員を務める普光院亜紀氏(「保育園を考える親の会」代表)は、「こども園については、配当制限や他事業への流用の禁止を含めたルールを設け、指導検査を徹底すべき」と指摘する。親の会のメーリングリスト加入者からは、「保育事業で儲けを出して株主配当に充てることは、即、保育の質の低下につながる」「最低基準ぎりぎりでの運営を求める株主と、子どもや保護者、保育士の利害は一致しない」との意見が出ている。

「企業任せでなく、国や自治体が責任を持って保育を実施する現行制度を充実させることによって、待機児童の解消は可能だ」

こう語るのは保育制度に詳しい村山祐一・帝京大学教授だ。そのための方策として村山氏は、国が保育園の緊急整備計画を策定し、国と自治体の責任で小学校区ごとに一定の数の保育園を設置する方法を提案している。その際、自治体または社会福祉法人による非営利を原則とすべきとしている。村山氏のプランはかつて1970年代に実施された手法であり、70年度からの10年間で認可保育園は7000カ所以上も増加した。

民主党政権は09年の衆議院選挙で「チルドレンファースト」(子どもが第一)を掲げて大勝利した。しかし、看板事業の「新システム」には安普請のイメージが付きまとう。もう一度原点に立ち返って、待機児童対策のあり方を考えるべきではなかろうか。

(岡田広行 =週刊東洋経済2012年1月21日号)

記事は週刊東洋経済執筆時の情報に基づいており、現在では異なる場合があります。

【関連記事】

[保育所の抜本改革こそ、待機児童解消策の原点だ](#)

[子育て支援に乗じた官の肥大化を許すな](#)

[65歳までの再雇用義務化に賛成ですか、反対ですか?——東洋経済1000人意識調査](#)

[「原因不明」の危うさ——東証がシステム障害でまたも大失態](#)

[苦境ソニー、平井一夫次期社長が会見、問われる改革の実行力](#)

最終更新:2月3日(金)10時22分

TO 東洋経済
Toyokeizai Online

総合こども園 教育も保育も

新しい子育て支援制度「子ども・子育て新システム」の最終案を、政府の検討会がまとめた。保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「総合こども園」(仮称)を創設し、待機児童の解消を図る。就学前の子どもの保育や教育は、どう変わっていくのだろうか。

どう変わる? 幼保一体化

「当たり前」の
「めぐたま」

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

上

下

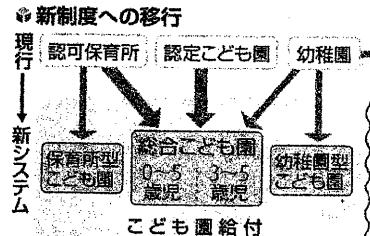
上

下

上

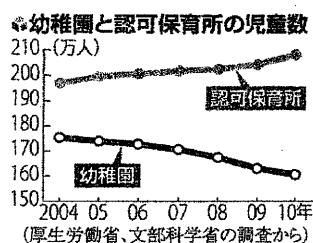
待機児童の解消 見込み薄く

「子ども・子育て新システム」は、今月にも政府が正式に決定し、3月には国会に関連法案を提出。2013年の施行、15年の本格実施を目指す。制度の主な内容を項目別にまとめた。



保育所の基準が基本になる見通しだ。
認可保育所は大半が3年程度かけて「総合こども園」に完全移行する。これまで「専門のみを預かる保育所」「保育所型こども園」となる。
幼稚園は、希望する園の

(仮称)を2015年に創設する。朝や夕方も園児を預かり、面積基準や人員配置は、児童の幼稚園の認可



どう
変わる?
保育
幼保
一体化

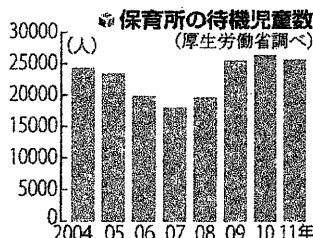
持つ二保育教諭（假称）を原則とするが、移行期間を設ける。

厚生労働省によると、保育所の入所待ちをする待機児童は都市部に集中し、昨年4月現在、全国で約2万5600人。その8割を占

る。都市部では幼稚園の定員充足率も比較的高いため、総合じこ園に移行して一つの歳児も預かる幼稚園は一部にとどまっている。待機児童の解消は難しそうだ。

職員資格は、幼稚園教諭の免許と保育士資格を両方

幼稚園
総付金



久松家

び
つ
く
ら

加藤
匠

従来型の幼稚園も存続

より自治体から「長時間利用」「短時間利用」など、保育の必要性の認定を受け、施設と直接、利用契約を結ぶ。ただし、待機児童がいる地域では、これまで通り自治体が、保育が必要な

利用申し込み

可保育所への補助金などを再編し、「子ども園給付」に一本化する。新たに定める「指定基準」を満たしていれば、認可外の保育施設などにも一定額を支給する方針。指定基準は、今後が定める人員配置や面積などの基準と共に、自治体が条例で定める。

（埼玉県川島町・小見野小4年）
ルーラーがほりついでいませんでした
じゃがいもがとけただけで

「わいなこりわー」
シチューをあたためてひました
キッキンでお味さんが
ごどもの詩 加藤 匠

政府の試算では、新制度移行には一兆円超が必要となる。うち7000億円を消費税増税分から充てる方針だが、残りの財源のめどもたっていない。

各自治体は保育の需要の見積もりをし、事業計画の策定が義務づけられる。

な人が選先されるよう利用者の調整をする。
利用者の負担額は、利用時間や所得により段階を設ける。学校法人や企業などが運営する施設では、基本の利用料以外、入園料や選択制の活動などにかかる費用を上乗せすら」とが認められる。

強毒ウイルス研究停止

強毒性の鳥インフルエンザウイルス「H5N1」に関する研究論文2本の科学誌への掲載が、生物テロに悪用される危険から見合せられている。日本欧の科学者39人は、このウイルスに関する研究を自主的に60日間停止するとの声明を発表した。

科学部
原田信彦

2本のうち一本は河岡義裕・東京大学医科学研究所教授が英ネイチャー誌に、もう一本はオランダのチムが米サイエンス誌に投稿した論文だ。いずれも、鳥同士でうつるH5N1と人同士で感染しやすいタイプとの違いに関する研究だ。

H5N1の状況を監視している世界保健機関(WHO)も今回の事態を重視し、研究の詳細を伏せるよう両誌に勧告した。危険なウイルスを作製してはしまく生物テロのヒントになる懸念があるからだ。

河岡教授はネイチャー誌で先月25日、インフルエンザウイルスは自然界でも変異しないと反論。サイエンス誌も19日、専門家4人の論考を掲載している。

実験技術普及 テロ懸念

「使える」といふとよばれる問題だ。古くは軍事利用の面から議論されてきたが、最近になって、テロリストや犯罪者などによる悪用の危険性が注目されている。

背景には、実験技術の急速な普及がある。特に生命科学の分野がそうだ。かつては大がかりな施設や資金が必要だった遺伝子組み換え実験なども、悪質なハッ

カーが自宅で「ノンピュータ

ー」で、簡単に行えるようにな

った。

懸念を払拭するため、科

学界も努力を試みていく。

米サイエンスや英ネイチ

ャーなどの主要科学誌は2

003年2月、「悪用の恐

れがある論文は削除や修

正、掲載中止を行う場合が

ある」との声明を発表した。

これが削除や修正、掲載中止を行った。

いつたい 保育園や幼稚園の役割とは 何なのでしょうか?

待機児!待機児!
サービス!サービス!と呼ばれ
便利な保育施設が急増しています。

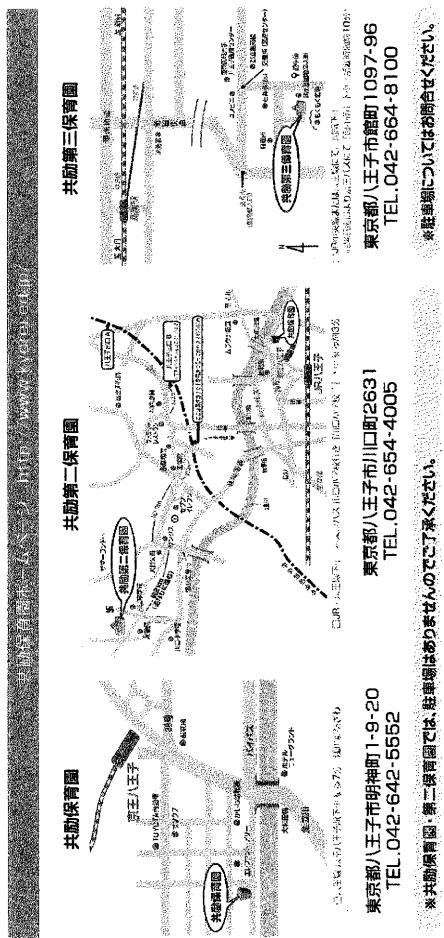
子供たちは、
小荷物ではありません!

本当に大切なことは何か、を
忘れてしまってはいませんか?

親は、子供の成長を通して
喜びや幸せをもらい、
親としての役割の大切さを感じながら
親として育っています。

共励保育園は、
子供たちの発達にそった
保育や教育、遊びを通して、
親子の絆、家族の絆が強くなるよう
皆さんを応援していきます。

2012年2月吉日
共励保育園
理事長 長田安司



保育の質って何? 教育って何をするひとばなし

そんな疑問に
共励保育園の保育展は
挑戦しています。

お父さん、お母さん
学校の先生
幼稚園の先生
そして、もちろん
保育園の先生も
一度、来てみませんか?



※駐車場についてお問い合わせください。

東京都ハ王子市明神町1-9-20
TEL.042-642-5552

TEL.042-654-4005

※共励保育園・第一保育園では、駐車場はありませんのでご了承ください。

子供の発達が分かると 子育てが面白くなるよ！

共助保育園の保育展に
お越からざまで…

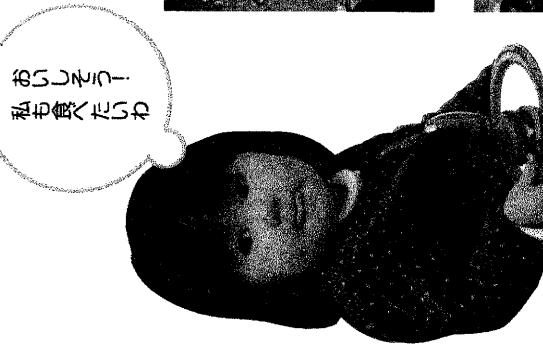
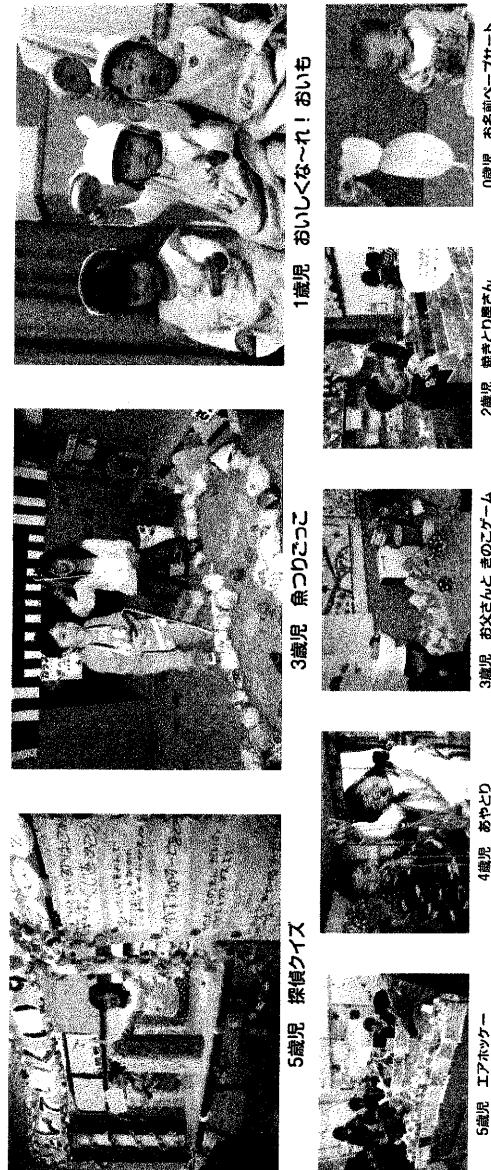
1年間の子供たちの成長がすこしおぼつています。
作品に取り組むときに活動やストーリーがあり、
階段を登るように、子供たちが考えたり、
学んだりしながら、力を身につけています。
だからこそ、やつたててきた…という気持ちが
子供たちにもありますね…

(保護者アンケートから)



共助保育園の保育展

手紙の内容を読んで、我が家を感じる



毎年300にもおよぶ熱いアンケート！

この保育展は、社会福祉法人同志会の保育教育を高める運動の一環として開催されます。

仕掛けがすごい！

まるで1歳だった娘の姿ながら、これ
がとても良く、夢中になっていた
を見て、子供の好奇心を刺激
したかった伸びたりする仕掛け
が「すばらしい」と喜んでいました。

(3歳児保護者)

入場料をとっても うるさいだー！

障には聞こえてきましたが、これ
ほり大きめで、門柱は手の
の手を握るより大きい、そして中盤を
まわった。張羅がたかでなく、保
育関係者の方もたくさんいる
うちゅうで、結構ただかが、や
つらがひびき筋の人々を見た
い氣持にはなりました。入場料
を取つてからしばらくして思つ
たくらいです。半は本気です…

(3歳児保護者)

喜ぶわけだー！

お庭屋さんひのひの、おひじ
はんや腰せんじのりの巻せん、小
に妻絞ね、シユースなど、本当に
いろいろな工夫がされていて、子供たちも喜ぶわけだな
と感心しました。子供が監督さん
になり、おやこなしをつてくれ
て、おかだりかわでもやんじ出
来てられたので、すばらしいとひび
つくりしました。

(3歳児保護者)

祖母が興奮気味で 帰つてきました！

十時前に来て、一時まで遊びま
した。急いで帰つて、祖父母2
人で、とにかくおひいき殿に行きましたが、興奮気味でわら
えしめられたうえに、娘に素
内を教わらされました。祖母は、先生の説明を聞いて、先
生の熱血に感動しました。娘は、娘の成長に感動して感動して涙が止まつて、興奮気味で帰つてきました。

(3歳児保護者)

子供が自分に 自信を持つている！

お弁当を持参して、お腹痛たぶ
り見学。遊びに参加させていた
だきました。子供たちもとても
おもてなしてもらいました。折り紙、
あやせり、繩跳ねは、1年間
で本当に毎日出来るものになりました
で、感謝しました。自信をついて、
毎日新しい出来事を出して、
チャレンジしていくことを發が感じられます。今年度の課題ロード
マップは、子供たちにどうして
お腹痛たぶりで、お腹痛たぶりで
ですね。お腹痛たぶりですが、「ま
だまだ遊びたーーー」と書いて
いました。

(3歳児保護者)

トラブルも みんなで考え方！

活動を進めていく問題で、必ず
トラブルが発生し、それを解決
するためには皆で考え、意見を出
したり、たしかつたり折り合は
たり、意見を出し合つたりして、その日を迎える
ために、知識の発達や社会性や、私
の個性を尊重して、自分たちで問題を解決する
ことが大切でした。

(3歳児保護者)

保護者と共に子育て という姿勢に共感！

共助保育園では、常に保護者と
一緒に保育を組み立てて、こころで
いるところが保育展の内
容から手に取るもとに分かり、
感謝しました。

(都内保育園保育士)

No. 11-20

2011. 12. 28

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

【今号の内容】

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ○基本制度ワーキングチーム（第18回会合）が開催される | 1 |
| ○平成24年度 政府予算案を閣議決定 | 16 |
| ～保育関係は、待機児童解消策の推進や多様な保育サービスの充実～ | |

◆基本制度ワーキングチーム（第18回会合）が開催される◆

- 就園奨励費を含む私学助成の一部は、新システムのこども園給付（仮称）に統合
- 預かり保育と子育て支援は、新システムの市町村事業に位置づけ
- 障害児対応（特別支援教育）は私学助成で対応するも、社会福祉法人立の総合施設（仮称）も対象に。ただし、すでに一般財源化された制度との整合に向けて今後整理
- 国の所管は、子ども家庭省（仮称）（仮称）の実現を目指すと明記。それまでの間は、内閣府内に幼保一体化推進統括室（仮称）を設置し、総合施設（仮称）への移行促進を含めた事務を統合

12月26日（月）、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム（以下、「WT」と表示）第18回会合が開催されました。

当日の大きな柱は、上記の4項目のとおりです。

全国保育協議会は次頁の意見書を提出し、さる12月15日の第3回協議員総会での確認のもとにに対応を図りました。出席した菊池副会長から、前回欠席をした理由は、私学助成をもつて財源構成を整理した制度案が遺憾であったことの意思表明であるとあらためて発言するとともに、私学助成の継続で施設類型が固定化される制度案には反対であることの意見を述べました。

●提出意見書

平成 23 年 12 月 26 日

「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム（第 18 回） 「子ども・子育て新システム」について

～制度設計は給付システムと施設の一体化が前提であり、
私学助成を継続したまでの制度案には反対～

全国保育協議会

- 1 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革を実現し、次の日本を担う子ども・子育て新システムが実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 2 しかしながら、「子ども・子育てに関する中間とりまとめについて（平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議決定）」以降に明らかになった、私学助成を継続したまでの施設類型を固定化する制度案には、下記(1)から(3)をもって反対である。

平成 23 年 12 月 20 日に政府において決定された社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）にも示された、「給付システムと施設の一体化」が前提である。

 - (1) 私学助成を別枠として整理することは、「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもつて、包括的に給付とサービスを提供する。」という給付設計の方針に反している。
 - (2) 政策課題の柱である待機児童解消が達成できるような仕組みとすべきである。具体的には、中間とりまとめにある「財政措置の一体化等により、満 3 歳未満児の受け入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進」とする幼保一体化の実現ができる仕組みとすべきことが基本である。
 - (3) 安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。
- 3 子ども・子育て新システムの成案とりまとめに向け、他の事項にあっては次の課題がある。
 - (1) 子ども・子育て包括交付金（仮称）について

対象となる給付・事業に区分を設けることは是非について、市町村の自由度を高める方向での検討が、子どもに係る給付・事業の一般財源化へ拡大しないようにすべきである。
子ども・子育てに確実に使われる仕組みであることの制度上の担保が必要である。
 - (2) 市町村の関与について

基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法で定めるべきである。
 - (3) 繰入れ・剩余金の取り扱いについて

子どもに供するため、社会全体（国・地方・事業主・個人）から拠出された財源が、一般的な企業活動に流出することは認められない。総合施設（仮称）のみならず、こども園（仮称）における資金の繰り入れ先は、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

さらに、初期投資額を事業コストに算定するような取扱いは適当でないだけでなく、公の支配の及ばない団体への公費支出となり、認められるものではない。
 - (4) 財源確保について

新制度の実施にあたっては、恒久的、安定的な財源を確保することが当然の前提である。
 - (5) 国における所管のあり方について

推進体制の一元化として、子ども家庭省（仮称）の創設に関するロードマップ（工程表）を明確に示した上で実現をはかるべきである。
- 4 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱（平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定）のめざした方向に沿った制度設計を強く要望する。

当日の議事概要は次のとおりです。

なお、当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：全保協事務局、敬称略）

(1)園田座長あいさつ

本日は、国の所管と組織体制をご説明し、そのあと、私学助成について前回までのご意見をふまえて事務局で整理したものについてあらためて議論をいただきたい。また、これまでの検討事項の整理や、各回でいただいた意見もまとめて提示しているので、その部分も議論をお願いしたい。

(2)出欠状況・資料の確認

(3)意見交換の概要

●事務局より、資料1、2、参考資料1、2について一括して説明

○委員意見

渡邊委員（全国町村会）

所管・組織体制について、前回の会議で提示された内容には不可解な点が多く、強い形で意見を申しあげたが、今回の説明において喫緊の課題としてとらえていることは一步前進として評価したい。

ただし、「省庁再編の際に実現を」との記載にはいささか疑問を感じる。省庁再編は国との基本的なことで、いつ何時、どう検討されて再編があるのかわかりづらい。子ども家庭省（仮称）の創設時期を明確に示すべきではないか。地域主権改革における他の組織のあり方とともに喫緊の取り組みを記すべきである。

新システムの指定を取らない幼稚園や乳児保育所の許認可について資料で記されていない点について、厚労省と文科省の所管が残るのが合理的といっているが、予算権限は内閣府となると法体系的に整合が取れるのか。内閣府で執行権限をもっているのに、学校教育法体系と児童福祉法体系に固執するなら、共同認可という形のほうが整合が取れるのではないか。

私学助成について、（資料2の1ページ 4.の①で）就園奨励費を子ども園給付（仮称）に統合としておきながら、同ページの注2では継続とある。同じく②には、預かり保育や子育て支援は見直して市町村事業へ位置づけといいながら、注3には途を残すとある。私学助成を残すことは、総合施設（仮称）に移行することを妨げる要因を残すのではないか。これでは、今のまま変わらないのではと思う。指定を受けず、新システムから給付を受けず、私学助成を受けていくのは、独自のあり方としてシステムと整合できない。特別支援教育や質の高い取り組みについては振り分けをしないで、市町村事業に整理していく必要があるのではないか。公立保育所は一般財源化で市町村単独事業となっており、一方で私立幼稚園が残っていくとなると、市町村の立場として「支援・関与・指導」が不安定な中で条件整備をしなければならなくなる。その点についてきちんと考えていただきたい。

尾崎委員（全国知事会）

子ども・子育て包括交付金について、こども園給付（仮称）と地域型保育給付（仮称）は、地方の裁量をふまえて財政スキームを構築していただきたい。なお、義務的経費である子ども手当は交付金から除外いただきたい。

待機児童がいる地域と過疎化が進む地域の両方に対し、全国一律の基準でがちがちに縛るのではなく、地域の裁量を持たせるべきである。できるだけ参酌すべき基準を多くし、職員配置や小規模保育・家庭的保育・子育て支援事業などは子どもが少ない地域でも地方が責任をもってできるようにしていただきたい。

国の所管について、一元的な設置意向を見込まれたことは大きな一步である。法案化に向けて、中間とりまとめにある「国と地方の協議の場」にて、法案作成の際にも十分な議論をお願いしたい。

山縣委員(大阪市立大学)

こども園（仮称）である幼稚園と、指定を受けない幼稚園の関係をふまえると、助成や移行については期限を設け、しかも短期間にとどめるべきである。新システムになじまないものを当面の措置として例外的に長期の移行期間とすると、子どもが少なくなっていくこの先、移行した園の経営が不安定になるばかりでなく、子どもへも影響が及ぶ。指定を受けない園は信念を持って経営をしていただくべき。

新システムに入る幼稚園には、すべての子どもへの対応として応諾義務と上乗せ徴収は不要となったのではないか。

宗教上の理由で幼稚園として残るところへの私学助成継続は、憲法 89 条の公の支配と捉えられるのか。特定の宗教への支援となるのではないか。

子育てコーディネーターには、居宅の子育て家庭への調整機能をしっかりと果していくものとすべきであり、その部分の人材養成の検討もお願いしたい。

社会的養護への対応については、施設と里親の役割の重さを逆転させるような提案もなされており、今後、費用が相当掛かることとなる。新システムだけでなく、外の費用もかけて進めるべきである。

障害児については、すでに一般財源化の中で、障害児が増えたからその対応も増えたというような話は聞こえてこない。これは一般財源化の影響そのものである。地方の裁量は働きにくくなるが、新システムに組み込んではどうか。3 歳以上には教育の部分もあるので、新システムに組み入れて対応してはどうか。

宮島委員(日本テレビ放送網)

前回、三元化と見えたのが、残っている事業を一元化にするプロセスをどうするかということで、内閣府に設置する組織体制を各省より高い立場にするとあるが、法律上でしっかりと組織の位置づけとなるのか。

総合施設（仮称）にならない保育園と幼稚園について、そうである立場が続くことが心配である。内閣府がきちんと関与して新たな制度に寄せていくことが組織上も法律上も必要。

私学助成をシステムの中に入れ込む努力を示されたことには、評価をする。

幼稚園の預かり保育は恒常的な預かりの場となっており、現行の児童福祉法上では認可外の保育施設として扱いとなっている。私学助成の振り分けとして、預かり保育は明確にこ

ども園給付（仮称）として出すべき性格のものである。なお、本質的な一時的な預かりについては、市町村事業としてもよいと考える。

総合施設（仮称）への移行のインセンティブとして、費用や移行の措置をきちんと整理すべきであり、「どう差をつけるか」ということになる。一方で、財政措置だけでインセンティブとなるのかの整理も必要である。こども園（仮称）になりたくない幼稚園は応諾義務に応じたくないということであろう。応諾義務に対する費用的なインセンティブをかけてはどうか。

特別支援教育はどの園にも必要なことである。システムの枠内に組み込んでいただきたい。いずれにせよ、費用面については、将来的に総合施設（仮称）に寄せていくインセンティブをはっきり示すべきである。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

わが国で、5歳児の幼稚園教育を受けている子どもは半数に及ぶ。本会議の構成はそのようにはなっていない。幼稚園の教育を受けている保護者の声も、3歳未満の圧倒的多数に及ぶ専業主婦の声もこのWTの場には少ない。

幼保一体化については、当初から多様性を認めることを強く主張してきた。あたかも、すべての園が総合施設（仮称）に移行するという方向はおかしく、疑問である。わが国は民主主義であり全体主義は認められない。多様性を容認することが質の向上につながるものである。一体化自体は否定していない。認定こども園にも賛成してきた。一体化は子どもの健やかな育ちのための一つの手段でしかない。平成18年10月に認定こども園がスタートし、この会議でも視察されて高い評価があった。現在では施設数は700にもなる。そこには成果も課題もある。認定こども園法は施行5年経過したところで必要な対応をすると明記されているが、こここの場ではその点からの検討も資料記載の何もない。あたかも、新法のみがあり、今の認定こども園法をどうするのか何も言わないのはおかしいのではないか。

教育の体系が現在あるが、子ども家庭省（仮称）の守備範囲はどこまでで、わが国の教育のなかでどのような位置づけとなるのか。論理矛盾なく整合があるなら賛成だが、そうは思えない。

こども園給付（仮称）は個人給付である。子ども手当もそうであり、新しい政府がコンクリートから人へという施策の一環という意味で理解している。その意味で、機関補助が利用者である子どもへの公平な仕組みとして作られるなら歓迎と理解していた。しかしそのようになってはおらず、当初は、就労の如何に関わらずという制度の方向が、保育を必要とする・しないとすり替わってきた。

幼稚園はそもそも保育園になりたいと思っていない。子育て支援へは役割を多く担っていくとするが、就労支援をしようとは思わない。教育機関として存続していく。だから、私学助成は残って当然である。この場にも、私学の先生が多くいる。いかに私学助成が大事か知っているはずである。ご賢察をいただきたい。

田中委員(静岡文化芸術大学)

子ども家庭省（仮称）は、なぜ必置なのか。文章上の説明が足りないのではないか。国としてダウンサイジングを進める必要がある中、必要性や意義を説明する内容を法案に盛り込

むべきである。

資料にある「省庁再編」は、いつあるかも、無いかもわからないものである。省庁再編が無ければ子ども家庭省（仮称）を検討しないとも取られかねない。省庁設置に向けて検討し、内閣府に設置するのはその経過措置であることをこの場での取りまとめに明記すべき。

田中委員(日本商工会議所)

事業主負担について、社会保障制度を継続性あるものとしなければならない中、負担率を明確に示し、給付の効率化と重点化をどう図るかを議論すべき。企業の負担能力は限界にきている。持続可能な社会保障制度のために、負担と給付のバランスが大事である。社会保障の重点化と効率化をしてもまだ足りないのであれば、消費税のアップには賛成である。ただし、デフレ脱却や中小企業支援を最大限にはかることが前提である。中小企業には、消費税引き上げと負担率引き上げを一緒に対応するには無理がある。企業の負担増加は、政策としては適切ではない。

総合施設（仮称）への参入に関しては、施設整備費や税制も含め、株式会社を社会福祉法人や学校法人と同列に扱うべきである。イコールフッティングで多様な主体の参入を進めないと待機児童の解消にはつながらない。ただし、配当は認めないとすべきである。

なお、次世代育成支援対策推進法の期限が迫っており、その点を含めた検討を急ぐべきである。

藤原委員(日本経済団体連合会)

新システムには、安定財源の確保が大前提である。社会保障と税の一体改革が年内にまとまるかを危惧している。野党には、子どもの項目を入れてはダメだといっている人もいると聞いている。

2013年に消費税を8%まで引き上げるとの検討もされているようだが、3%分をどう使うのかを明らかにした議論が必要である。年金交付国債というキャッシュアウトの対応もあり、経団連としては、年金の基礎財源にまずは充てるべきという立場にならざるを得ない。

幼保一体化は、待機児童の解消が第一義であったはず。多様な参入が妨げられるのではないかと危惧している。イコールフッティングのもとに進めるべきである。

事業主拠出については、これまでの目的外支出が問題である。これにより、1,200億円の積み立ては無くなってしまった。それにも関わらず、事業主の拠出率引き上げというのは認められない。私たちの意見をくみ取ってもらえないのは、重大な問題と言わざるを得ない。

次世代育成支援対策推進法は、ベビーブーマーの人の出産や子育て対応として時限のものである。ワークライフバランスは企業では、子育てのみとはもう考えていない。介護や外国の方が日本に来て働くことへの視点が入ってきており、子どものみの視点で進めることに危惧を抱いている。その視点は、むしろワークライフバランスを阻害するものとなる。

菅家委員(日本労働組合総連合会)

新システムの運用には市町村の関与が極めて重要である。調整や措置に合わせて、子どもの権利保障と質の確保に対する責務を位置づけ、現行の児童福祉法にもある要請が今後も確保されることが重要である。

事業者と利用者の直接契約では、応諾義務が重要となる。応諾義務に違反した際の是正措置や利用者の権利保護等を含め、応諾義務を担保するための措置を入れ込んでいただきたい。

坂崎委員(日本保育協会)

施設と給付の一体化について、わかりにくいところを含めてきちんと対応いただきたい。財源の確保はぜひともお願いしたいが、そこには、量的拡大とともに質の改善、ここでは保育士の処遇改善をした上での拡大をお願いしたい。

子ども家庭省（仮称）については、構想や工程表がきちんとあっての議論であると思う。

市町村の責務の法定化が大事である。

長時間利用、短時間利用の認定に関しては、保育単価も含めて何も示されていない。11時間の保育が確立されて提供されるようくみ取って法制化されるようにしていただきたい。

子ども・子育て包括交付金（仮称）について、こども園給付等の子育て支援給付は負担金とし、子育て支援事業は交付金とすべきである。

利用者負担は応能負担とすべきである。

日保協が2年前に行った調査では、待機児童問題より保育料未納が大きな問題であった。園が直接に強制的な徴収をするものではないが、市町村が関与すべきものであり、子ども手当からの強制的な徴収を含めて検討をすべきである。

総合施設（仮称）の設備や配置基準は、現行の幼稚園と保育園の基準に照らし合わせたものではなく、総合施設（仮称）に必要な基準として作るべきである。現行の基準は、戦後、厳しい時代に作られたものである。なお、国の基準を地方に参照させるというのは保育団体として反対である。きちんとした総合施設（仮称）にふさわしい基準をつくるべきである。その点で、配置する人についても保育士ばかりでなく、看護師や食育を担当する栄養士、事務職員なども職員配置基準にいれこむべきである。

イコールフッティングは、現行の社会福祉法人等の活用を図るべきである。

株主への配当へは、一貫して反対している。資金の流出には厳しい対応が望まれる。

本来、新システムは公教育の確立であり、保育と幼児教育の確立である。どのような子どもをどのような方法で育てるかという組み合わせのことである。

駒村委員(慶應義塾大学)

法案化の際、 국민に分かりやすい説明を示すべきである。これまで示されたものは、量は多くても、きちんと整理されていない。

施設の一元化には、インセンティブをもたすべきである。

子ども家庭省（仮称）をきっかけに省庁再編につなげるぐらいの意気込みが必要である。

資料3の112ページにワークライフバランスに関する記載があるが、この場での議論は不十分であった。労働市場にかかる公共政策としても議論が必要であり、現状の記載はキーワードが並んでいるだけである。次世代育成対策推進法との連携も含めて、関係省庁で早く議論を始めるべきである。

清原委員(全国市長会)

ひとりの子も排除されない制度設計が子ども本位の新システムになる。子ども家庭省（仮

称) の創設をめざし、内閣府に室を設置すると明示されたのは限りなく一元化に近づける努力として評価したい。この基本制度 WT から省庁再編という発信は、政府、国会議員の皆様に大きなメッセージとなる。行革にはスクラップ＆ビルトが伴う。新しい組織は要るけれど、そのための一定の覚悟も必要というメッセージで強調すべきではないか。

経常的な経費を一元化としたのは、現在の制度で課題となっていることを私学助成を切り口としてつくられたものが資料 2 であると認識している。社会福祉法人まで同等の扱いとしたのは、よく踏み込んだと評価したい。市長としては、公の総合施設(仮称)と、NPO 法人立の総合施設(仮称)と、株式会社の総合施設(仮称)それぞれの努力が反映される仕組みが必要と考えている。法律上の整理として難しく、留保はあるが、多様な参入をどう整理するかに向けて踏み込まれたと考えている。

社会保障・税一体改革の筆頭に子ども・子育てが記されたことに意義があるし、恒久財源を得て早期に本格実施とあることをぜひともやってもらわねばいけないと考えている。制度があっても財源がなければ、子どもが困ることになる。現場が不安定で制度が始まって、子どもが現場で取り残されないようにしていただきたい。

子ども・子育て包括交付金(仮称)は、確実に子ども・子育てに使われるようにならなければいけない。新システムの実施主体は市町村であり、量的だけでなく質的確保の面からも市町村の権限は大きい。市町村と十分な協議を重ねていただきたい。

一定のナショナルミニマムの中で、質確保の権限が市町村に与えられるよう、システムの中に位置づけられることが望ましい。

木幡委員(フジテレビジョン)

私学助成が一部残るのは、給付の一体化とならず残念である。新システムに入らなくてもいいという雰囲気を制度上に残すのは残念である。内閣府へ一貫して統合するなら、私学助成という名称自体の変更も検討いただきたい。新システムに対応する幼稚園が増えないと、待機児童も解消しないと考えている。

子ども家庭省(仮称)創設に向けたファーストステップとして内閣府の幼保一体化推進統括室(仮称)が明示されたのは評価したい。今後、幼稚園や保育園の認可といった単独の事務も内閣府が関与してリーダーシップを發揮していただきたい。国民に分かりやすく一本化を示すことが重要であると思う。

保育時間の考え方については、働き方が多様化するなかで、例えば医療関係者、サービス業、出版業など 9 時 - 17 時でないところが増えている。子育てと就労の両立支援の妨げとなるような多様なメニューが必要である。

菊池委員(全国保育協議会)

前回欠席をした理由は、私学助成が遺憾であったことの意思表明であったことをあらためてお伝えしたい。

新システムが、過去の制度から一歩抜け出せていないという印象がぬぐえない。課題を新しい仕組みで解決していくことは、それぞれ背負っているものがあるのを乗り越えていくものである。最終的なとりまとめに向けても、そのことを心掛けてほしい。

提出した意見書の副題に、給付システムと施設の一体化と書かせていただいたが、この一

体化で公平性を担保すべきと考える。

11月24日にも申しあげたとおり、私学助成の継続で施設類型が固定化される制度案には反対である。最大限の努力で、新システムの枠外で解決すべき問題である。将来に向けて新しい仕組みを作るなら、壁を乗り越えていくことが重要。私学助成は、財源の一体化をもつて包括的に給付とサービスを提供するという方針に反している。待機児童解消の意味でも、うまく一体化の仕組みを作つて早期に解消すべきである。

子どもの数のピークは、2019年との資料がこの場に出されたことがある。その意味でも、早くに対応すべきである。新システムを、社会の役割に効果的に対応するものとして作り上げていくべきである。

市町村の自由度を引き上げることは否定しないが、最低基準は国でしっかりと決めていくべきである。例えば、環境の面でも、都市部では家も狭い、園も狭いというのではなく、せめて都市部ほど園は広くすべきという考え方もある。なお、市町村の自由度を高めることが一般財源化に近い状況となることを危惧している。中間とりまとめにも記載があったが、財源が子どものために使われたことを確認できる仕組みはぜひとも作っていただきたい。

国の所管は、子ども家庭省（仮称）創設の時期を明確にし、工程表を明らかにした上で検討を進めていただきたい。

制度施行には、恒久財源の確保がわれわれ全国保育協議会としても悲願である。

新しい仕組みを作ることは、メリットを作る作業でもある。それぞれにとってメリットがある点をしっかりと説明していただく必要があるので、事務局にはその点をお願いしたい。

奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)

子ども家庭省（仮称）の創設は、政府が子どものことを考えてくれているという国民の理解に直結する。子ども・家族・労働の面も含めて世論が湧き上がることを期待したい。

こども園給付（仮称）に関し、総合施設（仮称）や私学助成の点を市町村事業に位置づけるという方向は評価したい。横浜市では、250園のうち100園が就労支援目的の預かり保育を実施している。この5~6年で大きく変わった点である。

なお、市町村事業での一時預かりとする場合はすべての子どもを対象とすることの整理が必要になる。ただし、今回提示された方向と今後の可能性については評価をしたい。

新システムは、就労支援だけでなく、もっと大きく包括的にとらえるべき性質のものである。全体のパイを大きくして、就労の有無にかかわらず、バランスよい給付の実現のためにも、地方版の子ども・子育て会議（仮称）（仮称）は重要となる。すべての市町村に義務付けてほしいが、無理であれば中核市以上には義務付けをいただきたい。また、検証や広域的なサポートとして都道府県への設置義務化も要望したい。

子ども・子育て交付金の透明を確保する手立てについても検討をいただきたい。

子育て支援コーディネーターについては、乳幼児期に包括的に寄り添うための当事者性のある専門性の確立や人材育成といった点が、今後、大事になるのではないか。

岡本委員(日本労働組合総連合会)

資料3の52ページ以降にこども園給付（仮称）の記載があるが、質の確保された保育・学校教育を公定価格で設定するにあたって、職員配置の点が抜けているのではないか。

また、実費以外の上乗せ徴収に限度を設定することと、範囲の明確化をすることが重要ではないか。高額な入学金を設定する園が当然出てくることが想定される。低所得対策は一方で制度上にあっても、上限の設定について慎重な対応が望まれる。

公立こども園の給付は、この新システムでどうなるのか、お聞かせ願いたい。公立保育所は一般財源化の影響で、非正規職員・無資格職員・低賃金といった問題が発生している。待機の多い都市部ほど、一般財源のもとで対応が鈍い。「子ども色の財源」を確保することが必要。

事業主負担に関しては、労働者も負担している。目的外使用や負担率の引き上げという問題はあるが、社会保障と税の一体改革でも必要性が謳われており、新システムは労働施策という面も持ち合わせているのと、事業主が直接ならびに間接の受益者であることをふまえ、負担率の設定はさりとて、適切な負担をすべきであると考える。そして、自らが負担した財源がどう使われたか検証する立場に立てばよいのではないか。

ワークライフバランスには、ダイバーシティの視点は最近ではあれども、両立支援という性格そのものは変わらないはず。長時間労働も含めてさまざまな課題が解消されていない現実はあり、きちんと議論をすべきである。

岡上委員(全国国公立幼稚園長会)

今後、幼稚園や保育所、総合施設（仮称）等についての具体的な検討が進められる中では、すべての子どもの最善の利益である学校教育・保育の質の維持・向上が図られるような制度が確実に構築されるようにすべきである。

国の所管について、幼稚園は学校教育体系に位置付いた学校である。幼稚園から小学校・中学校へと一貫した教育を保障していくためには、幼稚園についての所管が他の学校種の所管と切り離されることがあつてはならない。また、新しく設けられる総合施設（仮称）（仮称）についても小学校就学前と就学後とで一貫した対応が行われる必要があり、文部科学省がしっかりと関与していくことが重要と考える。

子ども・子育て会議（仮称）について、新システムを有効に機能させていくための会議として必要と思うが、どのような事柄をどのような方法で検討していくのか、また検討結果や意見等がどのような形で反映されていくのかなど、会議の位置付けの明確化が必要である。

常によりよい制度づくりを目指すためには、費用の使い方、事業内容、組織運営のあり方等の点検・評価が必要である。構成員には、教育・保育の場で働く者を入れることが必須であると考える。また、構成員には教育・保育についての理解を深めるための機会を確保することが必要である。

総合施設（仮称）の具体的制度設計について、設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とすべきである。教育は持続性、確実性、公共性等が担保されなければならない。設置認可・指導監督等の主体は、都道府県教育委員会とすべきである。市町村への権限委譲は幼児教育の地域格差につながる懸念がある。「学校教育」部分については、義務教育と同様に、都道府県教育委員会の適切な指導監督により、教育の公共性等が確保される必要がある。

評価、情報公開は、学校教育・保育の質の確保の点から、自己評価・学校関係者評価等は、明確な位置付けの下、実施すべきである。質の確保とともに保護者や地域住民に信頼される

開かれた経営を進めるうえで、評価の積極的な実施は不可欠である。

設置基準の考え方として、施設類型によって国の基準を定めるべきである。国の基準は、ナショナルミニマムとしての性格を有するものとする。「学校教育」部分については、施設類型を問わず、幼稚園設置基準を適用する。ただし職員の配置基準は現行より引き上げる方向が望ましい。運動場は、教育・保育の質の確保のために不可欠である。なお、学級担任制とし、一人ひとりの幼児への意図的・計画的・継続的な指導には、学級の責任者を明確にする担任制が有効である。学級集団を基盤にした育ち合いが、一人ひとりの育ちへの教育効果を高める。職員の資格は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とする。

研修は、教員・保育士共に高い専門性を要する職であり、「質」を最も左右する。養成段階の研修、現職に至っての継続的な研修を保障すべきである。

新たな制度を国民へわかりやすく整理したものをしてほしい。

山口委員(日本こども育成協議会)

いまだに、株式会社の総合施設（仮称）への参入反対を述べる委員の意見書を見て、戸惑っている。株式会社の参入反対は、なにか間違えたイメージをもっているのではないか。株式会社が悪いことをするような性悪説に立っているが、学校法人も社会福祉法人もそれは同じである。質を担保する基準のもとで運用されるのに、何のために基準があるのかもわからなくなってきたている。

施設の供給能力の低い地域は、質を問わずに新規の設置を認可している。多くの参入があれば質の向上に向けた施策となる。今までと同じ仕組みでは、質は現状と変わらないものとなる。保育の質を向上させるためにも、株式会社の総合施設（仮称）参入を認めるべきである。

古渡委員(全国認定こども園協会)

保育園の一時預かりと幼稚園の預かり保育を、子どもにとってのイコールフッティングとして考えると、どちらも差は無い。

県が認可しながら、市町村事業としての位置づけを整合性がとれたものとしないと、事業実施が進まないことがある。認定こども園には、市町村事業として子育て支援の事業が必須となっている。行政が事業をやらないと決めると、県から許可をもらっていてもその事業は実施できない。

職員の処遇改善について、年度途中から子どもが増えても職員の増員確保は難しい。現状で人は足りていない。1兆円超との財源確保の話があるが、処遇改善の位置づけが重要となる。

普光院委員(保育園を考える親の会)

保育園を考える親の会では、保護者250名加入のメーリングリストがあり、今回はその生の声を資料として提出している。

そこでは、子どものための給付から「株主配当」が行われることは納得しがたいとの意見が多数にわたり、経済効率優先の考えへの懸念から、総合施設（仮称）については株主配当と他事業流用の禁止をすべきである。

保護者が直接、施設に入園申請をすることは、大混乱と弱者の排除につながる。待機児童がいる限り、入園申請受付・選考は市町村ワンストップで行うべきである。

市町村は保育の必要性の認定を受けた子どもに、確実に保育を給付しなければならないわけで、不当な入園不承諾や退園をさせられたようなケースが法律的に救済されるためには、(1)行政に保育の実施責任があることを明記する (2)保育契約に行政を当事者として関与させ(三面契約など)、これを行政处分性のある公的契約と位置づける、の2点が必須だという指摘を、法律家の会員から受けている。この点についてのお考えをお聞かせいただきたい。

また、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を保障する観点から、総合施設(仮称)については、上乗せ徴収を禁止することを求める。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

中間とりまとめに、低所得者への補足給付について記載があるが、現時点でどのような具体的検討がなされているのかお尋ねしたい。

新システム成功のポイントは「子ども・子育て会議(仮称)」の設置である。システムの実施主体は市町村であり、新システム事業計画の策定に関しても主たる責任がある。地域のニーズに即した子育ち・子育て支援のための政策と計画を策定し、質の高い子育て支援や幼児教育・保育を保障する組織体が子ども・子育て会議(仮称)となる。この設置は、国はもとより、都道府県への設置は当然であり、市町村についても基本的に義務化すべきである。ただし、人口の小規模な市町村は、代替として審議会または利用者や住民の意見が聴取できる場を設けることも考えられる。

子ども・子育て包括交付金(仮称)は、画期的な制度改革と言える。子ども・子育て会議(仮称)と新システム事業計画の機能と一体化した交付金の制度化をあらためて強く要望する。その確立が一般財源化された障害児の問題や公立保育所における職員の非正規化の拡大、処遇の案かに伴う保育の質の問題に対して改善を促し、すべての子育て家庭を安心させる制度の構築につながるものと考える。

ナショナルミニマムである従うべき基準の地方裁量化は、補助金の削減と一般財源化への道につながるものであり、反対である。子どもたちの育つ深刻な環境に目をつぶり、子育ち・子育て支援の環境をさらに悪化させることになるものと大変憂慮する。最低基準の裁量権限を都道府県に移すことは新システム自体を崩壊させ、制度そのものの実現を不可能にすることにつながる。さらに行く先は一般財源化につながるものであり、最低基準の地方自治体への移譲は、絶対に反対することを再度主張する。

小学校1年生の教員配置基準の改正で40対1から35対1になったことと比較すると、現行の保育所・幼稚園の基準がそれを下回っていることは早期に改善をすべきと考える。

幼稚園も保育所も今後うまくいくという制度設計を作り上げることがこの場であり、その点を乗り越えるよう事務方には頑張ってもらいたい。

金山委員(マミーズ・ネット)

国の所管と組織体制について、前回よりイメージしやすいものが提示されたことや、預かり保育の部分を私学助成で整理したことは評価する。

家で子育てをしている者として、保育園の地域子育て支援事業と幼稚園の子育て支援活動

は違うものと認識がある。幼稚園では、月 1~2 回の親子遊びや土曜日の園庭開放などがあるが、新システムでの拠点事業に取り組みが補助引き下げで切り捨てられてしまう懸念がある。市町村事業である子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業などは細やかな事業であり、かつ子育ての専門性とは違うものをしていている。その部分の人材育成や身分保障をお願いしたい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

一体化について、この場で何が一致していたかというと、子どものために立って、質の高い保育と教育をという点であろう。ここに来て、この場は基本制度 WT ということもあろうが「一元化」となっている。一体化と一元化は違うものだが、教育や心理学を研究してきた者としては、なかなか議論しにくいという印象をもっている。

幼保一体化に係る一元的な体制として、少しずつ分かりやすくなっている。哲学が存在しているのと、省庁を作るのは別問題である。

子どもは 0~5 歳だけではなく、小・中・高校と続いている。そこへの影響を考えて、株式会社の総合施設（仮称）参入には反対する。公教育に無制限に入るのではなく、網掛けがあつてこれまでの公教育の議論の中でどこを引き受けるかということである。ノルウェーは配当を良しとして始めて、途中で切り替えたが、配当があると制度が乱れてしまうということであり、これは全世界で共通的であり、ある種の制限が必要なものである。

公教育は対処療法ではなく、経済的効率でもない。処方箋的効率化が求められるものである。目の前のものを解決するというだけではだめなのである。効率の視点は理解するが、一人ひとりに合わせながら行ったり来たりするのが教育である。処方箋は一人ひとりへの哲学への対応という視点が無ければならない。株式会社の総合施設（仮称）参入は全く反対ではないが、経済的効率だけではない哲学を持たねばならない。

私学助成がすべて消えてしまい、一般財源化すると障害児への対応はどこにも姿が見えなくなる。障害児の教育には処方箋があつて、そこには助成が残るべきであり、首長の判断 1 つで子どもへの影響が出ることは避けなければならない。学校教育法に基づく特別支援学校には幼稚園に準ずる幼稚部があり、盲・聾といった子どもが入っている。その部分は、どのように位置づけられてくるのかが不明である。

システムがすっきりしすぎて、目に見えないものがさらに見えなくなることは子どもにつけを残すことになる。

事務局

ご質問等についてまとめてお答えしたい。

宮島委員から、内閣府に置かれる組織の根拠についてのお尋ねがあった。資料 1 の 10 ページに組織のイメージを記している。組織の位置づけは法律または政令レベルで整理する予定。省の内部部局として整理する場合は政令に位置づけ、省内でも独立性の高い部局として整理する場合は法律での位置づけとなる。権限を付与することもあり、政府内で具体的な調整を図っていく。

岡本委員から、公立と私立の園における指定制度や給付が新システムの中にどう入るのか、また、一般財源から特定財源に戻すのがどうして難しいのかという点のお尋ねがあった。資

料3の102ページにあるとおり、全体の流れは一緒だが、こども園給付（仮称）の負担について公立は市町村の費用負担が10/10となる。

普光院委員から、入園児の申請受付等についてワンストップでないのかというお尋ねがあった。資料3の46ページのとおり、中間とりまとめでもはつきりと明示しているので参照いただきたい。

菅原委員からは、低所得者対策についてのお尋ねがあった。補足給付については、現在、現場の調査をおこなっており、どのように具体的に制度とするかの案を検討している。次回の基本制度WTで報告する。

村木内閣府政策統括官

公・私立とも同じ仕組みだが、お金の流れは現状のものと同じで地方自治体の全額負担となる。障害児の教育・保育については、保育所は公立私立ともすでに一般財源化されており、幼稚園では公立は一般財源化であるが、私立には私学助成として見える形で残っている。これをすべて1本にしてという議論はこの場でもあったが、大きな流れとしての地域主権で地方にお金を渡してきたこともある、逆流となることは難しい。地方自治体の意見はどうなのか、子どもの仕組みとして良いものは何なのかを関係者の意見を聞いて決めたい。

山口委員(日本こども育成協議会)

小田委員が、株式会社の総合施設（仮称）参入は必ずしも反対でないといわれたが、この場で私は経済効率とは一言も言っていない。多様な主体の中で園を選べることで質の向上をはかるというものである。失礼ながら、机上の学問ではない。現場の実態をふまえてここは議論しているものと認識している。

私の社（事務局注：JPホールディングのこと）では、本年200人の中途採用を行った。採用された保育士に、どうして前の園を辞めたのかと聞くと、1日中鼓笛の練習をしていて、できない子もいるのに、園長は続けようとしたので子どもがかわいそうになって辞めたと話があった。

多様な質の高い運営事業者から選べるようにする、その1点のみを申しあげたい。各地で園を新設する際、選定委員会のなかでかなりの確率で株式会社が選定されている。多くの参入があって質が向上するのは明確である。

宮島委員(日本テレビ放送網)

法に基づいた一体化した組織について質問した中で、総合施設（仮称）の枠外である乳児保育所や指定を受けない幼稚園について、内閣府で共管できるのではないかという点を申しあげた。

幼稚園の預かり保育は私学助成で整理するのではなく、給付へ入れ込む形をとってはどうか。

事務局

学校教育法のみに根拠のある幼稚園については、資料1の10ページにイメージがあるが、金目をすべて内閣府がコントロールすることもあり、指定の観点から言えば内閣府が担当と

なる。認可に係る事務は内閣府であるが、所管まではいかない。総合調整権限の中で、厚労省や文科省と併任をかけながら、実質的には内閣府に設置する室で、法体系の整合性確保、窓口の一元化、総合施設（仮称）への移行促進といった事務を進めていく。

幼稚園での預かり保育は、対象も頻度も幅がある。週4回利用しているのは全体の10%で、そのうちの80%が就労対応である。つまり就労対応は全体の8%ほどである。保育認定を受けた子どもはこども園給付（仮称）で、保育認定を受けない子どもへは、個人給付は毎日の利用が基本であるという点に立って市町村事業に整理した。

清原委員(全国市長会)

過渡期であれ、内閣府に室ができるることは大変意義がある。内閣府は内閣総理大臣が所管するもので、そこに置かれる大臣が重要となる。

障害児者について、社会保障と税の一体改革には項目が入っていない。特別支援教育の件は障害児の問題として、政府として一体改革に含んでもらえるようにしていただきたい。一体改革に魂を入れてもらえるようにお願いしたい。

福田総務省政務官

この場での皆さんのお意見を論点整理して、1枚か2枚にして来年のWTで示してほしい。

園田内閣府政務官

年明けは、予算や法案提出の時期となるが、この場は1月にも詰めた議論をしたい。1月中に2回の開催を予定している。

子ども家庭省（仮称）については、省庁再編に向けての議論があった。私から申しあげるとしても再編は大きな話である。とりわけ、子育て部門を念頭に省庁再編となっているが、例えば、原子力科学に関する部門も文科省にある。子どもだけ先行してというより、内閣府も含めて少し先の議論をと内内考えている。このシステムをきっかけに縦割りの相当部分が議論されるのではと思う。内閣府の立場としての発言だが、これは先送りではなく、政府のあり方を国民のみなさまに与党としてお示しできればと思っている。

今すぐできること、一歩でも進めることも含めてスタートラインに立てるかということである。これは、私どもと皆さんに係っている。一歩でも先に進めたい。社会保障と税の一体改革を横目で見ながら歩調を合わせていく。できるかぎり皆さんの納得できる状況を作りたい。でも、後退感が否めないということもあるかもしれない。

障害児者に関する改革を私の立場で言えば、基本法が5年ぶりに国会でも認められ、国連の障害者権利条約を日本の障害者施策でもしっかりと見ていかないといけない。子どもの視点を含めて障害者制度をきっちりとしていきたい。差別禁止条約も含めて総合的に詰めていきたいし、政府の議論に組み込んで検討していきたい。

来年の通常国会での法案提出に向けて、一体改革の成案とともに、この場の取りまとめをしていきたい。このスケジュール感に変わりはない。現在、法案の名称を含めて議論し、事務的に進めさせていただいている。年明けにも情報提供させていただきたい。

以上

◆平成24年度 政府予算案を閣議決定◆

～保育関係は、待機児童解消策の推進や多様な保育サービスの充実～

12月24日に平成24年度予算案が閣議決定されました。厚生労働省予算案（一般会計）の総額は対前年度伸率7.9%の減、金額では2兆2,765億円減の26兆6,873億円となっています。

雇用均等・児童家庭局の予算額は、2兆985億円（一般会計2兆229億円、特別会計756億円）で、対前年度伸率24.3%減と大幅な減額となっていますが、このうち子どものための手当制度の再編、縮小等がその大半を占めています。

保育対策関係予算は4,304億1,000万円（前年度比約221億8,800万円増）で、民間保育所運営費は3,962億2,500万円（前年度比で218億4,300万円増）が予算化されました。この費用においては、待機児童解消のために50,000人の受入れ児童の増と民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって児童厚生施設、児童家庭センターの勤務年数及び看護師の医療機関での勤務年数を算定することができるよう改善されています。

待機児童解消促進事業は27億万円（前年度比約9億6,200万円減）で、家庭的保育事業の利用児童人数の積算は昨年度ベースの10,000人となっていますが、家庭的保育補助者経費の単価改善を行うとしています。

また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供等では、延長保育促進事業（213億6,900万円、利用対象数が54.9万人→58万人分）、病児・病後児保育事業（40億6,500万円、病児・病後児対応型　述べ115.5万人→143.7万人等）、休日・夜間保育事業（7億8,000万円、休日保育　9万人→10万人、夜間保育　196か所→224か所）等の充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する内容となっています。

なお、安心こども基金で実施している保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大や土地借料支援等、平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い引き続き実施するとされています（全保協ニュースNo.11-19をご参照ください）。さらに、「日本再生重点化措置」として要求されていた「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（124億円）は、対象を待機児童のいるすべての自治体に拡大、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等管理人配置に要する経費の補助等、拡充が図られています。

詳細は、添付の資料をご覧ください。

平成24年度保育対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成23年度予算)
408, 222 百万円

(平成24年度予算案)
430, 410 百万円

待機児童の解消を図るための保育所受入れ児童数の拡大とともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

また、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、平成23年度第4次補正予算案で積み増し・延長を行う。

なお、「日本再生重点化措置」として要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（124億円）については、「安心こども基金」の中で実施することにしている。

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費

396, 225 百万円

- ・待機児童解消のための保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の拡大に伴う運営費の増。

【その他改善事項】

- ・民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び看護師については、医療機関での勤務経験を算定できることとする。

(2) 待機児童解消促進等事業費

2, 700 百万円

- ・家庭的保育事業（保育ママ）
家庭的保育補助者経費の単価改善
利用児童数 10, 000人 → 10, 000人
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業 等

(3) 保育環境改善等事業

137 百万円

保育サービスの推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

※ 「安心こども基金」で実施している保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策である、保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大、土地借料支援等については平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い、引き続き実施。

(「プロジェクト」の対象は待機児童のいる全ての自治体に拡大)

○「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化 124億円

「日本再生重点化措置」で要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化」については、「安心こども基金」で実施することとし、以下の拡充を図る。

- ① 対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大
- ② グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費を補助
- ③ 職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等を補助
- ④ 「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設

2 多様な保育サービスの提供等

(1) 延長保育促進事業

21,369 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

54.9万人 → 58.0万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】

2,546百万円

(3) 病児・病後児保育事業

4,065 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ115.5万人 → 延べ143.7万人

体調不良児対応型 870か所 → 870か所

非施設型（訪問型） 15か所 → 15か所

(4) 休日・夜間保育事業

780 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業	90,000人	→	100,000人
夜間保育推進事業	196か所	→	224か所

(5) その他の保育サービスの推進

5,134 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 上記（約4,304億円）とは別に、地域子育て支援拠点や一時預かり事業等については、子育て支援交付金（307億円）において、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けて推進

N o . 1 1 - 2 1

2 0 1 2 . 1 . 2 3

全保協ニュース

[協議員情報]

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆子ども・子育て新システムに関する 基本制度とりまとめ(案)が示される◆

次回の基本制度ワーキングチームを経て法案を上程予定

- 総合施設(仮称)施設から総合こども園(仮称)に
- 一定の要件を満たした株式会社、NPO法人が総合こども園(仮称)に参入
- 総合こども園(仮称)会計から株主への配当は一定の上限を設けることを前提に認める
- 保育所は、一定期間後(3年程度)、総合こども園(仮称)に原則移行
(*3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く)

去る1月20日(金)、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」と表示) 第19回会合が開催されました。前回(第18回)からの新たに記載された主な項目を上記のとおりです。全国保育協議会は次頁の意見書を提出しました。

菊池副会長からは、私学助成の存続は反対であること、地方版子ども・子育て会議(仮称)は必置とすること、今後、政省令に記載すべき内容の検討に関係者を参画させること等について意見を表明しました。

園田座長からは、月内に第20回の会合を開催し、今国会に上程する法案の最終とりまとめを行いたいと、今後の予定が示されました。

なお、当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

平成 24 年 1 月 20 日

(基本制度ワーキングチーム、第 19 回)

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

- 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、次代の日本を担うすべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けることができる一体的な改革として「子ども・子育て新システム」が実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 「子ども・子育て新システム」は、基本制度案要綱(平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定)で示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を、利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担や子ども家庭省(仮称)の創設等、政府の推進体制・財源の一元化等の制度の根幹たる事項をロードマップ(工程表)に明確に示した上で、一体的に実現すべきである。
- 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱に沿った制度設計を要望するとともに、国に設置される子ども・子育て会議(仮称)は、基本制度 WT 委員の参画をもって構成すべきである。
- 本日示された基本制度とりまとめ(案)には次のような課題がある。意見をふまえた制度設計をいただきたい。
 1. 「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」の児童福祉としての役割維持
 - ・すべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けられるよう、保育所が果たしてきた機能を継承し、「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」に児童福祉としての役割が維持されるように法定すべき。
 - ・子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障するべき。
 2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
 - ・十分な量の財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることとは認められない。
 - ・制度施行における質の改善・向上に係る項目については、消費税制の段階的な引き上げにともなっての実施事項や実施目標年度やその値等について明示すべき。
 - ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は認められない。
 3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき
 - ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように、応諾義務を必須とすべき。

- ・こども園給付(仮称)で、質の確保・向上が図られた国が定める基準に基づく学校教育・保育を提供するために必要な水準をすべての子どもに保障し、実費以外の上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じない制度とすべき。
- ・低所得者に対する補足給付については、地域格差が生じない制度設計とすべき。

4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

- ・公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、質と量を確保した子どもの育ちを保障する環境を実現するために、基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

(1) 子ども・子育て包括交付金(仮称)について

- ・地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用を可能としつつ、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがない制度設計とし、子ども・子育てに確実に使われる仕組みを制度上で担保すべき。

(2) 指定制について

- ・子どもの健やかな育ちを保障するために、導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとすべき。
- ・具体的な質の確保、向上の事項として、開所時間中の職員配置の充実、グループの小規模化や保育教諭(仮称)の研修時間・教材準備時間の確保ならびに、保育士の処遇改善が実現されるべき。
- ・上記については、本とりまとめに具体的項目を整理して明記すべき。

(3) 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

- ・子どもに供するため、社会全体(国・地方・事業主・個人)から拠出された財源が、一般の企業活動や配当をもって外部に流出することは、拠出者の理解が得られない。
- ・こども園(仮称)における繰入れは、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

(4) 公定価格について

- ・公定価格へ施設の減価償却費の一定割合に相当する費用を算定することは、撤退時の資金や資産の取り扱いに公の支配が及ばない主体についても子どもに係る事業の再生産たる施設整備を支援するための費用が支出されることになり、認められない。
- ・賃借や公有資産を活用した事業運営については、相応の公定価格が算定されるべき。

(5)私学助成の継続について

- ・平成24年1月6日に閣議報告された社会保障・税一体改革素案に提示の「給付システムと施設の一体化」を前提に、「幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度の構築」を実現するため、制度として普遍的に私学助成を残すべきではなく、时限を切った制度運用が図られるべき。
- ・具体的には、「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進」を強化し、待機児童解消が達成できる仕組みとすべき。

(6)地域型保育給付(仮称)について

- ・地域型保育(仮称)を充実することによる都市部の待機児童対策において、面積基準を「参酌すべき基準」とすることは、質を確保した子どもの育ちを保障する環境が担保されず、認められない。

(7)地方版子ども・子育て会議の設置について

- ・指定・認可権者と一体として、設置必須と法定すべき。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

- ・「総合こども園(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

- ・保育の認定を受けない長時間利用については、現状、幼稚園での預かり保育が保育機能と同等の性格を有することから、利用者負担は総合こども園(仮称)利用者と同等にすべき。

議事内容(進行:園田内閣府政務官) (作成:全保協事務局、敬称略)

(1)園田座長あいさつ

みなさまのご協力により、成案に向けてこれまで提出していただいた意見や資料等を踏まえ、事務局でとりまとめてきた。このとりまとめ(案)について、みなさま方から再度ご議論をいただきたい。

(2)出欠状況・資料の確認

●事務局より、資料1、3、4について一括して説明

(3)意見交換

園田座長

先進的な取り組み事例について説明があったので、まず自治体の方からご発言をいただきたい、その後、他の委員からご意見をいただきたい。

尾崎委員(全国自治会)

第1点は、地方の裁量権の拡大をお願いしたい。先ほど資料4で各自治体の先駆的な取り組みについて取り上げていただいた中で高知県奈半利町は、高齢者と子どもたちが一緒に集っている。高齢化率50%を超えるような中山間地域では、制度ごとに社会福祉サービスを供給しようとしても量的に揃わない、採算が合わず民間参入が進まないので、社会福祉サービスを維持するためには縦割りを排除することが重要。資料にある「あったかふれあいセンター」は高齢者の集いの場であり、相談の場であり、その場で子育てもする、さらには障害者の方も受け入れ、それぞれは小規模であるが多機能型の施設を設けている。このようにそれぞれの地域で、それぞれの実情にあった形での、子育て支援サービスの提供には、裁量権の拡大が必要であり、参酌すべき基準と従うべき基準としているものの整理をお願いしたい。

第2点は、子ども・子育て包括交付金について、子どもの手当て、こども園給付、市町村事業に対する給付の性格に応じて、義務的経費系のもの、裁量的経費系のものを明確に区分整理していただきたいことは、ずっと主張してきたことであり評価したい。

1点だけ質問だが、資料1の42頁の3つ目の○について、「費用負担の検討に応じて、区分経理の必要性を検討(P)」とあるのは、どういう意味なのか。いずれにしても区分経理をし、その上で補助金の交付要綱等の具体的な制度設計の際には一括交付金化の議論も全体として行われている中で、市町の裁量権の拡大に寄与する弹力的な運用が可能になるような補助金にしてほしい。

第3点は、関係者、地方との丁寧な議論をお願いしたい。地方の特に大変となる問題として、資料1の43頁に「新システムの国・地方の費用負担(P)」とあるが、この部分が非常に大きな論点になっていくと考えている。この国と地方の費用負担の問題について、協議を行っていただきたい。

事務局

資料1の4頁の費用負担の件について、国において一般会計になるか、特別会計になるかという、国の会計の話である。

尾崎委員(全国知事会)

国の所管で法律上の総合調整権限を内閣府に置いて持たせるという、一つの窓口をということから一步前へ踏み込んだ、厚労省等への合調整権限を持った一元的な組織を設けるのだという、これは大きな進歩ではないかと思う。

園田座長

国と地方の費用負担についてはしっかり調整をさせていただきたい。

清原委員(全国市長会)

5点意見を述べさせていただく。第1点は認可としての主体について、こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限については、全国市長会の立場としては相対的には案2に賛成したいと思う。すなわち、指定・指導監督の主体が都道府県を基本としつつ、市も指定・指導監督の主体とするということ。自治体の規模によっては指定・指導監督に係る事務、あるいはそれに対する体制に大きな負担が生じることもあることから、特に指導監督という業務について都道府県による

支援をお願いしたい。すべてが市町村に委ねられることが地域主権ではなく、広域自治体である都道府県のこれまでの経験、力というものが大変重要だと思っている。総合こども園（仮称）に係る認可・指導監督権限について、認可・指導監督の主体は都道府県を基本とし、大都市特例を設け、都道府県指定都市および中核市とする、これは現行の保育所等の制度と照らし合わせ、妥当ではないかと思っている。

2点目の論点は、指定基準と認可基準について、25頁以降は地域型保育給付（仮称）の基準は、市町村は実施主体としての責任を負うこととなるが、とりまとめ（案）の3頁冒頭、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築すると書いてあるところは極めて重要だと思う。市町村は実施主体としての責任を負うこととなるが、行政責任を負うにあたって裏付けとしての国の基準がある程度は地域主権を進めていく上で、一定のナショナルミニマムがあるということは両立する。国が示す基準がなくてはナショナルミニマムは保障されないので、すべての子どもがどこの地域に暮らしても同様の一定のサービスとしての基準が今回示唆され、その上で参酌基準として地域の独自性や裁量権が委ねられるということは重要。避けなければいけないのは、地域の独自性を尊重することの為に、地域格差が容認されないようにしなければいけない。なお付け加えると、これらについては法案が成立したら、基礎自治体が条例化すると書かれている。条例化するには一定の期間が必要であり、地域は二元代表制であることから時間的な配慮を加えていただきたい。

3点目、市町村事業、子ども・子育て支援事業（仮称）について、子育て支援交付金対象事業を新システム対象事業として位置付け、包括交付金を対象とすることが重要なポイントである。放課後児童クラブについては、地域主権の観点から申し上げると、案1がめざすべき方向性であるが、現場の状況を考えると、当分の間は案の3が必要ではないかと思う。放課後児童クラブ事業は、放課後こども教室事業との一体的運営の整理ということも可能になっていることも付け加える。併せて、資料1の37頁の実費徴収に係る低所得者に対する個人への補足給付については新しい課題であり、市長会としてはもう少し時間をいただいて検討したいと思っている難しい項目である。

4点目、資料1の41頁の子ども・子育て包括交付金（仮称）の区分について、子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）、市町村事業（子ども・子育て支援事業）の3区分が示された。国庫負担金と国庫補助金として交付されるということで3つの区分がされた。これは市長会の主張を反映していただいた。ただ、公立こども園（仮称）の財政的措置は引き続き課題である。公立総合こども園（仮称）の財政的措置については市町村の10/10という案が示されているが、現在の状況では公立の施設の開設や運営についてはインセンティブが全く働かない制度となり続いているので、市長会としては更なる工夫をしていただきたい。

5点目、計画策定と関係当時者の参画・関与について、都道府県の新システム事業支援計画においては、新たな給付事業を実施する上で必要な取り組みについて必須記載事項とするとされている。新システムを実効性のある制度にするために、実施主体としての市町村はもちろん、都道府県においても必要な取り組みとして、広域自治体として責任を果たす姿勢が明確に示されることで、都道府県と連携してより良い実施ができる。新システムを実効性のある制度とするために、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項についても、方策等を必須事項とする場合には、具体化・実質化を図るために準備期間の確保が必要だということだけ申し上げる。国の責任として制度を構築し、ナショナルミニマムを保障するということ、都道府県は広域自治体として、

特に広域調整あるいは市町村支援、重要な社会的養護を必要とする子どもへの支援等を確実に実施していただけるということが相まって初めて、実施主体としての市町村が責任を果たせると思う。地域主権ということは極めて重要だが、市町村だけの責任を考えるのではなく、裏付けとしての国、広域自治体である都道府県が重層的に支援するという仕組みであることによって担保されるということを、今日の案はかなり強調して書き込んでいただいている。実質化を願いたい。法案が成立した後、計画を5年間、総合こども園（仮称）への移行を3年間と年数の目安も示された。これは施設を運営する立場に立って、限りなく、それでも早い年数を示していただいた。併せて、基礎自治体の日程、計画策定の日程、当事者参加を確保するために必要な日程などについてのスケジュール感も再確認していただきたい。

渡邊委員（全国町村会）

4点申し上げる。①指定・指導監督の主体について、案の2の都道府県を基本としつつ市をその主体と位置付けることに疑問を感じる。人口5万人以下の市は約250あり、一方で3万人以上の町村は約70ある。また、一番人口の少ない市は4000人程度、人口の多い町村では5万人以上もいる。実態を踏まえず市、町村という名称だけで切り分けることは容認できない。すべての市町村とするのは無理があるが、町村も主体となれるという選択制を課してもよいのではないか。②放課後児童クラブの位置づけおよび基準は、地域主権の観点から案の1にすべき（事務局追記：[案の1]○質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉体系に設定する。○国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。国が定める基準については、「参酌すべき基準」4とする）。③私学助成については、新システムがめざす幼保一対化の移行の妨げとなるとこれまでの意見を述べているが、反映された内容となっていない。保育所の移行期間は3年とする一方で幼稚園は移行しない選択肢を残すことは、いつまでも指定を受けない幼稚園が存続することになる。再考いただきたい。④国の所管について、移行する期間は内閣府、厚労省、文科省となるが、子ども家庭省（仮称）に一元化する時期を明示すべき。

山縣委員（大阪市立大学）

①総合こども園（仮称）を学校教育法に位置付けることについて再度検討いただきたい。本日の資料で教育基本法に当てはまらない事項として挙げられた、6条の設置主体は附則の例外規定で対応できる。それが無理であれば例外規定は当分の間ではなく有期とすることのほうが整合性がある。設置基準や目的について保育の定義の問題に過ぎない。学校教育法における幼稚園の目的は保育であり、そのことを否定すると矛盾が生じる。教育基本法においても、仮に、独立した総合こども園法を策定するのであれば、今後中心的な就学前の教育機関であり学校教育法に基づく対等な機関として位置付けた法規定とすべきである。名称独占について、総合こども園（仮称）に移行しても当分の間は幼稚園の名称を使用することを可能としたら、親の混乱も解消できる。②総合こども園（仮称）への移行について、幼稚園と保育園の書きぶりに差がある。システムの枠外にある幼稚園の存続はこれまで反対してきているが、市町村の関与の方策を示すことが必要。例えば、10年度に子どもの数が減少してから新システムへの移行に調理室の整備を支援することのないよう、逆インセンティブとして幼稚園固有の整備費は有期にするべきである。また、国の将来方向を示すものとして、国立大学の付属幼稚園も総合こども園（仮称）に移行すること

を前提とすべきである。資料 1 の 45 頁にある幼稚園の機関補助の対象となる預かり保育は、個人給付に組み込まれることになるのか、確認したい。

③すべての子どもに関する状況が市町村の視野に入っていることが大事であり、市町村新システム事業計画（仮称）はこども園（仮称）対象の施設だけではなく、新システムの枠外の幼稚園の状況を把握することも明示する必要がある。障害児保育においても同様であるが、ただし財政的支援は市町村では無理があり組み込めない。

④子育て支援コーディネーターは総合的な子育て支援として利用者からみた場合、要の存在であり市町村の役割にしっかりと位置付けることが必要ではないか。資料 1 の 16 頁にある需給調整に記載のある夜間保育は、子ども・子育て支援事業（仮称）に記載がないので検討いただきたい。また、国の管轄について、子ども家庭省（仮称）には、新システム内の保育所、幼稚園を含め就学前すべての子どもに関して内閣府において所管することが必要。居宅訪問型保育については、これまで議論をしていないが、要保育認定の対象サービスとなると、日々の保育が前提となる。従来のベビーシッターとは異なるので具体的な検討をお願いしたい。

菅家委員（日本労働組合総連合会）

①指定・指導監督の主体について、新システムの主体は市町村であることを踏まえ、指定制度の主体は市町村とし、都道府県は支援する仕組みする。②資料 1 の 11 頁にある市町村の関与の仕組みに関して、調整・あっせんと措置の中間として当該施設・事業者に対して子どもの利用の要請を加えたことは評価する。③放課後児童クラブは社会的ニーズがあり、システムに位置付けられたことは評価するが、制度化されないまま、市町村に事業を委ねてきた結果さまざまな課題が顕在化したので、全体の底上げを図ることが必要。

事務局（山縣委員の意見に対して）

総合こども園（仮称）と学校教育法の関係について、学校教育法の設置主体は国、地方自治体、学校法人でありそれ以外の主体については例外規定において当分の間としている。総合こども園（仮称）のさまざまな設置主体を例外規定は適用できないため、教育基本法第 6 条学校教育の位置づけとし、同法第 11 条に記載のある幼児期の教育の条文で保育所の保育が該当する。

法律上の仕分けでは学校教育法は純粋に学校を規定しており、総合こども園（仮称）は、学校であると同時に保育を行うところであるので、教育基本法における位置づけとした。資料 3 の 4 頁の参考 2 のさまざまな法律においても、総合こども園（仮称）を学校として適用するよう調整しているところである。

山縣委員

教育基本法第 6 条の学校の性格は理解したが、やはり総合こども園（仮称）で行うのは教育ではないと解釈される。第 6 条に新たに 3 項として総合こども園（仮称）における教育を入れるべきではないか。

事務局

学校教育法第 1 条において学校の規定があり、幼稚園から大学、高等専門学校まで 8 校を学校としている。それを受けた教育基本法があり、第 6 条において学校教育が規定されている。総合

こども園法においては、教育基本法第6条で定める学校として教育を行うということを記載する。

無藤委員(白梅学園大学)

教育基本法第11条に幼児期の教育を規定しており、幼稚園、保育所、家庭教育と極めて広範囲である。

両角委員(明治学院大学)

放課後児童クラブの位置づけや基準は案の3を支持する。(事務局追記:[案の3]○質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉体系に設定する。○国が定める基準は、現行の事業実態を踏まえ、弾力的な基準を規定することとしつつ、職員の資格、員数等は所要の経過措置を設ける。)放課後児童クラブは、子ども・子育て支援事業(仮称)の対象となっているが、毎日一定の時間を同じ場所で過ごすことから、こども園(仮称)の指定のように、保護者への情報開示の義務化等共通のルールが必要であることを明記する必要があるのではないか。また、子ども・子育て会議(仮称)は市町村での設置が必要。市町村の規模によるが、小規模の場合は適用の除外や広域設置などの対応を図るといった方法が考えられる。

また、当事者の声を反映させる、費用の流れ、苦情対応など、当事者が計画の策定に参加する仕組みがあることで、ニーズに合った適切な運用が可能となり、地方自治の信頼性を高めることになる。まずはそういった仕組みを整えることが大事である。

池田委員(全国国公立幼稚園長会)

市町村新システム事業計画(仮称)に、幼児期の学校教育の振興、教育部分の充実が図られる方策の事項を明記していただきたい。また、子ども・子育て会議(仮称)には、(教育関係者等)メンバー構成についてご検討いただきたい。公立施設は、これまで市町村の課題を受けて幼児教育の対応してきている。市町村10/10という厳しい状況についてご検討いただきたい。

秋田委員(東京大学大学院)

国の所管と組織体制について、子ども・子育て支援法(仮称)は企画立案から執行までを内閣府において一元的に所管し、文科省や厚労省との調整や総合調整を図る機能を有することになるが、具体的な内容が不明確である。資料2の102頁にある内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元化体制のイメージ図では、幼保一体化推進統括室(仮称)で担当することになっているが、小さい組織で所管するという印象である。今後長期的に担える組織体制を内閣府内の設置し推進体制を敷いていただくことが国の責任所在を明確にすることになる。

これまで、総合こども園(仮称)は幼保一体化の目的として学校教育法の1条学校になるとの説明をうけてきた。法制上、学校教育と保育の両面を学校教育法に記述することが困難であることは理解できるが、総合こども園法を読まないと総合こども園(仮称)が学校であることがわからない。総合こども園(仮称)が学校教育体系の一連の流れに位置付き乳幼児期の保育教育がその後の学校教育の基礎を培うことを一般の人々に知ってもらうための方法をご検討いただきたい。

資料3の3頁にある総合こども園法の目標では、5領域プラス6番目に養護と記載されているが、養護はすべての根幹であることをこども指針(仮称)WTで議論してきたことである。養護

は教育内容の5領域との横並びではなく、総合こども園（仮称）の保育の営みの根幹として位置づけられるもの。学校教育法22条～28条には5領域に対応した内容が書かれているが、保育の部分の関わり方は議論されないまま法令上に明記することは同意できない。0～2歳児の児童福祉法上にあたる保育についても総合こども園法に養護と教育の一体的展開として一貫として行われるものであることを記していただきたい。教育・保育の根幹にかかわることは、こども指針（仮称）WTを開催して検討を行うか、あるいはこの基本制度WTにおいてきちんとした議論をすべきである。

法案の枠組みの取りまとめ（案）では、質の確保については書き込んでいただいているが、質の向上についての記述は数箇所で文字のポイントも小さい。今後の検討事項となっている。現行制度をよりよくするためには質の向上を新システムにどう位置づけるかという検討を行ったが、薄まっているという印象がある。多様な事業者の参入議論はいろいろあるが、第三者評価の受審や参入要件に常勤で一定以上の経験を有する保育者の配置を省令等に明記し定める必要がある。保育者の質の向上は研修制度だけではなく養成制度において幼稚園教諭と保育し登録の二元システムについて今後も続くのかどうかの議論は必要である。

国が定める基準は、現行より下がらないような基準設定が必要。地方分権一括法により大都市特例が設置されているが、新システムとして水準の設定をすべきである。

園田座長

指摘事項については、次回に応えたい。

菊池委員（全国保育協議会）

市町村の権限と責務を法律上に位置づけていただいたことに感謝する。児童福祉法24条の実施義務についての成り行きに不安をいだいていた関係者も多い。

私学助成を残すことは何度も申しあげるが反対である。それでも仮に残した場合は、时限を切っていただきたい。本来めざした基本制度案要綱に沿った幼保一体化を実現することが大事である。地方版子ども・子育て会議（仮称）については、新システムを実効性のあるものとするためにも、地方における子ども・子育て会議（仮称）への期待は大きく、規模の小さい自治体は広域設置するなどの選択肢を設けるなど、ぜひ義務化することを再考していただきたい。質の問題は社会保障と税の一体改革と併せて段階的に実施されるとあるが何から取り組んでいくのかその内容を具体的に示していただき、記述することを希望する。また、質の確保の観点化から地域型の保育について居室の面積は参酌基準となっているが、子ども集団が小さいと同じ面積基準でも窮屈感があり質の確保の観点からも従うべき基準としていただきたい。

総合こども園（仮称）の職員配置について、既存の職員配置に準じておりその具体的な役割があるのならば否定するものではないが、学校薬剤師をおくことは現実的ではないと思われる。また、新たに確保することも大変であり特例規定等の考慮をしていただきたい。

今後、政省令に向けて具体的な内容の検討が行われることになるが、引き続き関係者の意見を具体的に反映できる場の設置について、とりまとめに書き込むことをご検討いただきたい。

北条委員（全日本私立幼稚園連合会）

言葉の定義については何度も申し上げている。教育、保育、サービスの3つの概念について整

理が必要、幼稚園関係者、保育関係者、一般の国民それぞれにそれが生じる。制度として私学助成が存続することはありがたい。しかし、新システムが施行されたとき、幼稚園から総合こども園（仮称）、こども園（仮称）、そのまま、というそれぞれの具体的なシミュレーションが見えない。子どものための法律であり、現場が混乱しないよう、質の向上が図られるよう努力をお願いしたい。5点について意見を申しあげる。第1点は、総合こども園（仮称）の基準は当初、幼稚園と保育園の基準の高いほうとしていたが、認定こども園の基準へと後退した。学校としての性格を有する以上、経過措置は必要であるが学校としての最低基準である幼稚園の設置基準を満たすことは当然である。第2点は、幼保、公私間の公平性の確保に向けて、質の向上と地方負担の改善のために公費負担を増加させること。第3点は、こども園給付は、法定代理受領として個人給付されるが、その仕組みと必要性について説明いただきたい。個人給付は、給付の対象である子どもにとって公平なものである。親の就労の有無や時間等で子どもの格差が生じることは容認できない。保育を必要としない子どもには現金給付を行うべきである。第4点は、ワーク・ライフ・バランスは子どもをめぐる状況が悪化している中、改善していくためには保護者が子どもとより多くの時間を過ごすことができるよう、位置づけることが大事である。第5点は、幼児教育を国的基本方針、都道府県の新システムの事業支援計画、市町村の事業計画に幼児教育を書き込む必要がある。また担当部署を定め国家戦略として幼児教育の充実を推進する体制を構築すべきである。

山口委員（日本育成協議会）

設置主体について、一定の要件を満たした株式会社、NPO法人が認められたことについて賛同する。これにより、株式会社の参入を規制する法的根拠はなくなった。また、質について、質は確保ではなく向上することが大事であり、こども園（仮称）における監査、監督等において質の低い事業者は設置主体を問わず排除いただきたい。質については、保育者の質の向上が9割以上を示すと思われ、公費の増額をお願いしたい。保育者の養成における現場研修は、今後は公費が入っているこども園（仮称）もその対象となることは当然である。配当についても、総合こども園（仮称）から株主への配当について、一定の条件を設けるもの認められたことについて賛同する。

坂崎委員（日本保育協会）

新システムの目的の一つである待機児童の解消において、現行制度で一定数の待機児童がいる市町村は保育計画の策定義務が法制化されているが待機児童の改善がされない。新システムにおいては、保育の認定が行われた子どもは確実に保育が保障されるよう市町村の実施義務は法制上強固な規定とするべきである。また、こども園給付の使途制限については、個人給付は公費であり、保育の質が確実に保障されるよう運営段階において必要な規制を行うべきであり、株主への配当は求めるべきではなく、他会計への繰り入れは厳しい制限が必要である。認可と指定・指導監督の主体は、都道府県を基本としつつ大都市特例を設けることとする。

こども園給付（仮称）は、公定価格制度による給付の一体化を目指しており上乗せ徴収は、設置主体により異なる扱いとするのではなく、統一的な取り扱い基準を定めるべき。

総合こども園（仮称）は、3歳未満児の受け入れや開所時間等の施設運営事項について一定の統一した基準を定めることが必要。職員配置は、現行の幼稚園と保育所では基準に大きな違いがある。総合こども園（仮称）における職員配置については既存の制度からではなく、施設の機能に応じ

た新たな職員配置とするべきである。特に3歳未満児の保育ニーズや感染症等健康や保健の観点から看護師の配置等も検討いただきたい。費用負担について、こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)は負担金として、国と地方の費用負担の割合は、1対1とすべきである。また、各委員より出ているが、用語の整理は共通の認識に立つためにも整理していただきたい。

奥山委員(NPO 法人子育てひろば全国協議会)

地方版子ども・子育て会議(仮称)の設置は義務化していただきたい。今の子育て世代は新システムで何が大きく変わったのか、自分たちはどう参画できるのかという関心があり子ども・子育て会議(仮称)に出席し政策決定にかかわることは大きな目玉となるので、会議体の役割をきちんと位置づけて取り組んでいただきたい。また、子育て支援コーディネーターは、親支援等生活全般の支援が必要であることが見えてくる。社会資源をつなげていくことや情報提供など大きな役割があり、そのことを明示していただきたい。

田中委員(日本商工会議所)

財源確保は、事業主支出は論点にもなっていない。社会保障と税の一体改革と併せて国民負担率を示すこと、社会保険料の負担は事業主にとって限界に近づいている。全体のバランスをとることが必要である。社会全体で支える観点から全額公費負担とすべき

藤原委員(日本経済団体連合会)

事業主負担については、未だ具体的な記載がない。子ども手当てを事業主が負担することの根拠が示されていない。それが明らかにならない限り負担することに違和感がある。現金給付から現物給付へ舵を切り替えていただきたい。事業所内保育所のについては福利厚生の一貫として、職員のニーズに対応しているが、親の就労に対する支援であり、給付の対象なるよう検討していただきたい。また、ワーク・ライフ・バランスは、子育てだけではなく人材確保等さまざまな視点からの整理が必要。まずは、霞ヶ関からワーク・ライフ・バランスに取り組んでいただきたい。

古渡委員(NPO 法人全国認定こども園協会)

3歳未満児の保育や長時間利用については階層による保育料が設定されているが、3歳以上児の標準的な教育時間における利用者負担の格差をなくしていただきたい。小学校との連携接続は、どこに位置づけられるのか。

普光院委員(保育園を考える親の会)

まずは、総合こども園の経理において、新システム関係事業等以外に事業への繰り入れを認めないとしたことについて評価したい。一方、資料2の38頁において、個人給付であるこども園給付(仮称)に関して、給付された費用の流れについてどの程度チェックする仕組みとするかの記載があるが、こども園給付(仮称)は現物給付として子どもにきちんと届くまで確認できるような仕組みがないと、この制度そのものへの不信感となる。監査は事業主体にかかわらず厳密に行っていただきたい。また、資料1の15頁にある需給調整において新規指定の申請が競合した場合、特別な機能を有する場合は考慮するとされているが、特別な機能について夜間保育、病児保育等と記載されているが、これは一面的であり、発達支援や養育困難家庭への支援など福祉的

な要素が必要ではないか。

公的契約において退園通告ができる理由は限定的とする仕組みが必要である。新システムでの応諾義務は幼稚園にとってはじめての体験であり、直接保育料収入は保育園にとってはじめての体験であり子どもの利益が損なわれないようすることが大事。こども園（仮称）において事故等が発生した時は、第三者委員による公平な調査を行うことを都道府県に務付ける。また、放課後児童クラブの基準は、案の2を支持する。待機児児童がいる場合は当該市町村全体で従来と同様の入園申請手続きになると考えて良いか。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

ワーク・ライフ・バランスは、家族の役割分担や家族観が変化するなかで働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現が必要。次世代育成支援法以後の取り扱いを検討いただきたい。こども園給付（仮称）における他会計への繰り入れや余剰金の配当を、株式会社のみに認めることはイコールフッティングの考え方と矛盾する。また、私学助成は、こども園給付（仮称）に含め事業主体によって名称・制度が異なるような補助制度を残すべきではなく、新システムとして一体化した制度として検討されるべき。

給食については、食育基本法の精神にのっとり未満児には自園での調理による給食の提供を義務化させるべき。こども指針（仮称）WTでの検討が反映されていない。早急にこども指針（仮称）WTを再開させ、ことばの定義や用語の整理を行うことが必要。幼稚園の移行期間はどれくらいか。幼稚園のみ自由度を残すことは問題であり、幼稚園における保育機能を制度の施行に向けて切れ目のないよう取り組んでいくようなムード作りをしていただきたい。国の所管については、所管する項目とゴールを明記することが大事である。

金山委員(NPO 法人マミーズネット)

用語の使い方について、学校教育と幼児教育という用語が資料1の21頁と45頁にある。意図的に使い分けているのであればその違いが判る記載としてほしい。資料1の9頁にある子どもと家庭の状況に応じた子ども・子育て支援について、様々な状況とは一人親家庭や在宅家庭も該当するのでそういう状況について加筆することも検討していただきたい。

国立大学付属幼稚園の今後のあり方はどうなるのか、新システムですべての子どもを対象としているのであれば整理が必要。付属幼稚園は幼児期の調査等教育研究機関としての位置づけもあることから総合こども園（仮称）と乖離しないよう責任の所在を明確にしていただきたい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

オブザーバー参加は立ち位置がわかりにくい。幼保一体化WTやこども指針（仮称）WTでは哲学を持って議論して、ある程度の方向性を決めてきたことが、このWTでは違った方向に見えてくる。一条学校としての位置づけられることで取り組んできた。資料説明のあった市町村の先駆的な取り組みのように法律を変えなくても、哲学があればできるものもある。保育と教育をより明確しながら幼稚園、小中高等学校、大学までつながっている学校教育への冒瀧とならないかブリーフィングが必要ではないか。総合こども園（仮称）をつくることを反対するものでないが、だれもが平等でより豊かな質の向上のある取り組みについて、学校教育としてやっていけるのか、次回までに整理していただきたい。

園田座長

ご指摘いただいたものについて、次回お示ししたい。180度違う方向に向かっているわけではないことをご理解いただきたい。今国会で社会保障と税の一体改革と連動させる形で提出できるようにしたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

No. 11-22

2012. 2. 2

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

一目 次

・ 基本制度ワーキングチーム第20回が開催される	1
・ 児童虐待防止の対応に総務省から改善勧告	17
・ 社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果について	18
～保育所の耐震化率は7割弱～		
・ “ニコニコは「なかよくしよう」のあいだよ”～平成24年度「児童福祉週間」		
の標語が決まる～	18

◆基本制度ワーキングチーム第20回が開催される◆

～基本制度とりまとめ（案）の最終協議、今国会に法案として提出へ

去る1月31日（火）、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム（以下、「WT」と表示）第20回会合が開催され、基本制度とりまとめ（案）について協議が行われました。各委員からは、一定のとりまとめが行われたことについて評価するとの意見がある一方で、多くの課題点があることが指摘されました。また、政省令等詳細事項について検討する場の設置を求める意見もくだされました。今回出された意見については、園田基本制度WT座長のもとで修正を行い、成案として、少子化社会対策会議の決定を経て、今国会に法案として提出される予定です。

本会の菊池副会長からは、本とりまとめの理念に、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく「養護」の視点を明確に記すべきであることを主張するとともに、私学助成の存続は反対であることを再度表明しました。また、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議（仮称）の構成員として明確に位置づけられるべきであり、そのことを、とりまとめに明示するよう強く求めました。本会が提出した意見書は次頁のとおりです。

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

1. 本とりまとめの理念には、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく、「養護」の視点を明確に記すべきである。

子どもの最善の利益を考慮した、すべての子どもの健やかな育ちの保障は、「乳幼児期の教育」のみではなく、子どもの生命の保持および情緒の安定を図る「養護」とあわせて成立するものである。

2. 制度上、普遍的に私学助成を存続することは反対である。

社会保障・税一体改革素案(平成 24 年 1 月 6 日、政府・与党社会保障改革本部決定)に記載された、「i 給付システムの一体化」と「ii 施設の一体化」が制度設計の柱であり、制度上に普遍的に私学助成を存続することに反対である。

3. 国における「子ども・子育て会議(仮称)」の構成員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、明確に記載されるべきである。

社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議(仮称)の構成員として明確に位置づけられるべきである。

4. 質の改善に直接つながる項目の優先順位について、明らかにしていただきたい。

職員配置の充実、その他の職員の待遇改善、食育の推進等が示されているが、この優先順位について決定する際の要素ならびに手続きについて、明らかにしていただきたい。

これまで本会が表明してきた「『こども園(仮称)』ならびに『総合こども園(仮称)』の児童福祉としての役割維持」をはじめとする、子どもの最善の利益を保障し、保育の質の改善・向上を図る、よりよい子ども・子育て施策の実現に向けた考えは、以下の別紙のとおりである(平成 24 年 1 月 20 日、第 19 回基本制度ワーキングチーム提出資料と同様)。本書とあわせて、制度設計上に反映していただきたい。⇒別紙は 14 頁に掲載

議事内容 (進行:園田内閣府政務官)

(1)園田座長あいさつ

とりまとめ (案) の懸案事項を修正し、その修正について説明したのちに、皆さまからご意見をいただきたい。本日はとりまとめ (案) として、皆さま方の合意をいただきたいと思っている。

(2)出欠状況・資料の確認

●事務局より、資料 1、4 について一括して説明

○意見交換

園田座長

本日は皆さんにご意見をいただきたい。1回目は簡潔に、言い足りない分は2回目にご発言いただきたい。まずは、市町村における先駆的な取組事例として、三鷹市の取組事例の説明も含めて全国市長会の清原委員にご発言いただきたい。

清原委員(全国市長会)

- ① 本市(三鷹市)の取り組みから、特に都市部の待機児童解消へのインセンティブの必要性について申し上げたい。今回のとりまとめ(案)では、総合こども園は満3歳未満児の受け入れを義務付けていない。従って待機児童解消には役立たないのではないかと懸念している。新システムが、特に都市部における待機児童解消に有効な制度となる方策として地域型保育(仮称)の活用が考えられている。こども園給付(仮称)の対象となる乳児保育所の運営についてインセンティブが働く仕組みが必要だと思う。
- ② 今回、詳細に加筆をしていただいた、今後のスケジュールについては、子どもと保護者と事業者と直接的にかかわる基礎自治体の実務的な日程を考えている市長会の立場として、町村会も同様ですが、一定の日程の確保が反映されたことは大変ありがたいことと思っている。制度の詳細を固めるための関係機関との協議を含め、スケジュールの目安は非常に注目される。特に保育士の皆さまからも不安の声が寄せられており、ぜひ日程についてはさらに市長会や町村会と協議の時間を持って固めていただきたい。
- ③ 資料1の13頁以降のこども園(仮称)の指定権限について、全国市町村会としては指定権限については原則として都道府県と連携のもと新システムの実施主体である基礎自治体の市町村に与えられるべきと認識していた。町村についても同様の意向ではないかと拝察している。ただ指定権限の付与があったとしても実行に困難を感じている市町村があるのではないかという観点から、市町村の事務負担等に応じ柔軟な対応が可能となるよう検討するという記述になったのではないかと思う。資料1の14頁にあるように、都道府県と市町村との調整というのは大変重要であり、これまで認可権限を持っていて経験豊富な都道府県の具体的な支援は重要な不可欠であると認識しているが、記述の中で「都道府県知事の同意を得る又は都道府県知事との協議を行うこと」とあり、この「同意を得る」という表現は都道府県の方が行うのかとい

う印象を受ける。市長の立場としては、市町村の支援・協議は必要だと認識しているが、「同意を得る」という表現は強いと感じる。特に今回、国の役割として資料1の7頁の「その際、地方公共団体とともに、子育て当事者、施設・事業者等の理解を得ることに努める」ことは重要で、当然のことであるが、この当然のことを市町村と一緒に取り組んでいくことが指定権限も含めて重要と考える。

- ④ 確実な財源の確保ができて、基礎自治体は初めて実施主体としての責務を果たすことができるということを確認したとりまとめ（案）になっていると受けとめた。具体的なそれぞれの財源の役割分担については、今後の国と地方の協議の場にゆだねられているのではないかと確認させていただいた。改めて国と地方の協議の場・時間を十分取っていただいて、確実で着実な財源確保に向けたあり方を最終的にとりまとめいただければありがたいと思う。
- ⑤ 以上、市長会の立場としては地域主権の動向のなか、しっかりと新システムの責任を果たさせていただきたいと考えている。ただ、重要なのは実際の子どもたちを受け止め、教育・保育に関わってくださる事業者、保育士、関係者の皆さまの責任感を持った取り組みに強い動機付けを持っていただくことが不可欠なので、市と全国市長会と一緒に制度についての国民・市民・関係各家の周知、ご理解により一層の力を入れていただきたい。

園田座長

都道府県の皆さん方もこの新システムに対してしっかりと関わっていただくのは当然で、市町村とともに都道府県にもしっかりと役割を果たしていただくという意味で記載をさせていただいた。詳細については、法案化される段階においてきちんと自治体との協議をさせていただいて、とりまとめをしていきたいと考えている。

尾崎委員（全国知事会）

- ① 東京23区で適応できること、過疎の地域で適応できることといったそれぞれの自治体がそれぞれの地域の実情に合った形で選択できる幅広い制度、幅広い選択肢を設けていただいたことについて評価したい。
- ② 子ども・子育て包括交付金（仮称）の内部について明確に3つに区分経理がなされることになったことについても賛同をする。その上で残された論点として、国と地方の費用負担という非常に大きな問題がある。また、現行制度をベースとしながら、事実上、今後検討するということだが、密なる協議をお願いしたい。
- ③ こども園（仮称）の指定、指導監督の主体の問題、放課後児童クラブに係る国が定める基準の位置づけについても残された課題である。子ども・子育て支援事業に係る補助金の詳細な制度設計についても、実施主体としての地方自治体との協議をぜひお願いしたい。
- ④ その上での従うべき基準と参酌すべき基準の整備という点について、地域主権、地方分権の関連から、さらなる見直しを今後ともしていただきたい。
- ⑤ 全国的な質のイコールフッティングについては、ミニマムレベルの質を確保することがイコール同一の基準を設定することではない。資料1の52項に制度施行後の見直しについて記述されているが、（ ）の中に書いてあることはあくまでも例示列挙と思うが、制度施行後の見直しにおいて、従うべき基準と参酌すべき基準との取扱いについても、一定期間の実績を踏まえ見直しを行っていただきたい。

⑥ 子ども・子育て家庭を社会全体で支援しようという基本的な考え方について大いに賛同のできるところで、市町村の皆さまがたとともに都道府県としても、しっかりと役割を果たし、この国の将来のために、子どもたちのために努力を重ねていきたい。

渡邊委員(全国町村会)

- ① 資料1の13頁の「指定・指導監督の主体」については、検討途中では、「指定・指導監督の主体は、全ての市町村とする。」との案もあった。町村の中にも担える自治体が多くあるので、ぜひ「市町村」という括りで考えていただきたい。
- ② 国と地方の財政負担のあり方について今後ぜひ検討・配慮をしていただきたい。
- ③ 私学助成については、総合こども園の移行の妨げになつてはならない。一定の期間後には、同じ土俵の上で子育てしていくことが必要。
- ④ 保育所の労働組合から、子ども・子育て新システムに対して、児童福祉法第24条の市町村の責務の問題や法案の成立と財源の確保に対する危機感などについて話を伺った。確実に法案が成立し、財源が確保され施行されるよう努力を期待する。
- ⑤ 子ども・子育て新システムについては、マスコミの報道が先行し、様々な誤解が現場サイドにはあるので、国の責任で情報開示していただきたい。

園田座長

広報面が不足していた。国民の理解を促すように努めたい。また、一定期間後に私学助成を含めて見直しをして、しっかりと制度としていきたい。

高尾委員(代理/日本経済団体連合会)

- ① 子ども・子育て支援策は税での対応が基本であると主張してきた。消費税の引き上げ等により、将来的には事業主負担を順次削減していただき、最後は全廃していただきたい。
- ② 児童手当の制度をめぐり、現金給付での充当は、受益と負担の対応関係について不透明であり、不適切であると主張してきた。今般の政府提案については、子ども手当をめぐり国と地方との間で決着した内容を事業主に提示されたということであったが、これについては全般的には承諾していない。
- ③ 次の三つのことを前提に、経済界としては今回の政府提案を受け止めたい。1点目は、新システムの費用負担については、あくまでも暫定的・時限的に認めるものであること。2点目は、事業主の拠出金の充当策については、子どものための手当から、両立支援という考え方のサービスへと移行していただくこと。3点目は、拠出金率は現行水準の1.3%とする。
- ④ 拠出金率をめぐる事業主代表との協議の場を法令で位置づけていただきたい。事業育成事業の拡充にあたり設けられた事業主との協議の場についても、これまで1回開催されただけで終わっている。法令根拠のない協議の場は極めて不安定であると考える。
- ⑤ 無駄を生じさせない仕組みが大事である。5年間を1期間とするとあるが、拠出金率を5年間固定とすると高めに設定され、積立金などで無駄が生じると考える。

田中委員(日本商工会議所/東京商工会議所)

- ① 事業主の費用負担については、社会全体で子育てを支えるという方針を踏まえて、財源はす

べて公費負担とすべきと考える。

- ② 社会保障と税の一体改革では、国民や事業主の負担の在り方、負担と給付のバランスは全体をパッケージで考える必要がある。こうした全体像が明示・検討されないまま社会保険料や税の負担だけが増えていくことには反対である。
- ③ 雇用の7割を担う中小企業の実情は厳しい。中小企業は労働分配率が約8割に達しており、事業主負担の増加はそのまま雇用の確保や給与に反映してしまう。
- ④ さらに中小企業は消費税の値上げ分を価格転嫁できないことから、ダブルで影響を受ける。このことは個人事業主にも同様の影響を及ぼす。公平性の観点から番号制度を活用して、新たに個人事業主からも徴収を求めるといったことは本末転倒である。
- ⑤ とりまとめ（案）では現行の負担をベースとし、新制度施行から一定期間が経過した後、新システムの施行の状況を勘案し、必要があるときは見直しを図ると盛り込まれているが、今回十分に検証されずに、現行の事業主負担を継続するのであれば、あくまでも暫定的・時限的なものであるべき。今後縮小することを明確にしていただきたい。
- ⑥ 事業主負担が暫定的に継続する場合、充当先の範囲は仕事と生活を両立する現物給付を前提とすべきであり、現金給付関連の予算は縮減していくべきだと考える。
- ⑦ さらに拠出金率の政令を定める際には、事業主代表からなる協議会の設置を法令に定めたうえで、負担者である事業主の意見が、事後的にではなく事前に反映されるようにしていただきたい。

柏女委員（淑徳大学）

- ① 幼保一体化については、4元化している。幼稚園と総合子ども園（仮称）という2種類の学校が併存する形になり、保護者にとっても分かりづらい制度となっている。幼保一体化ワーキングチームで議論してきた立場としては、この2点を残したことに対する疑義を抱く。
- ② 子育て支援コーディネーターの配置について、総合こども園（仮称）にも配置できるようにしてほしい。利用支援を身近なところでできるようにすべきとの考えである。総合こども園（仮称）への移行に強力なインセンティブを働きかせていただきたい。
- ③ 障害児支援制度、子ども・子育て新システムと強力な連携のシステムを作ってほしい。制度施行後の見直しについて、総合こども園（仮称）の学校教育法上の位置づけを例示してほしい。

岡本委員（日本労働組合連合会）

- ① 新システムは、すべての子どもを包摂する仕組みが完全にできたわけではない。幼保一体化や一元的体制の構築は道半ばであり。職員配置、公定価格の設定方法等今後の検討が多数残されている。
- ② 未就学児を中心とした・就学児も含めた制度について、今後議論を深めてほしい。子ども・子育てのトータルシステムとなるよう、議論の再開を早めにしていただきたい。
- ③ 保護者はマスコミ報道からしか情報を得られない状況にあり、誤解も含めて不安を持っている。未定事項が多くどこまで情報開示できるか難しいが、努力していただきたい。
- ④ 資料1の9頁、国の役割について、ここに事業主が含まれているのか。労使も含めていただきたい。

菅家委員(日本労働組合総連合会)

- ① 前回、放課後児童クラブについては、国が放課後児童クラブを法体系に位置づけることは前進であると述べた。それぞれの放課後児童クラブの歴史的経緯・実態を踏まえた柔軟な対応をお願いしたいと申し上げた。付け加えたいのは、放課後児童クラブについては、基準の設定だけが全体の底上げではない。財源問題が重要である。具体的な制度設計の中で、財政措置をお願いしたい。
- ② 指定・指導監督の主体については、質が確保されたサービスを提供する責務を負う立場である市町村だと考える。表現を工夫していただきたい。

坂崎委員(日本保育協会)

- ① 少子化の克服が制度改革の大前提である。保育士の給与改善が必要。また、産休代替の保育士の確保も難しい状況にあり、処遇改善等人材確保対策が必要。
- ② 市町村の責務として、保育の供給体制の整備が必要。法制上、明確して強化いただきたい。
- ③ 総合こども園（仮称）を基本とした供給体制を整備する観点から、移行へのインセンティブを働きかせることが必要。
- ④ 保育料の未納が問題となっており、市町村の責務で強制徴収を含めた仕組みが必要。
- ⑤ 公定価格については、長年の課題である保育時間（8時間）と開所時間（11時間）との関係解消を図り、実態を踏まえて改善すべき。
- ⑥ 使途制限について、株式の配当や繰り入れには厳しい制限が必要と考える。また、上乗せ徴収は統一的になされるべきである。
- ⑦ 3歳で分断されるようなイメージを与えるような用語の使用とならないよう、教育、保育などの用語の統一を図る必要がある。
- ⑧ 総合こども園（仮称）の施設機能について、開所時間や夏休みなど、運営実態で幼稚園と保育所で違いがあり、一定の基準を定める必要がある。
- ⑨ 子どもにとってどのような育ちが必要なのか、このような制度の改革のときに議論することが必要。
- ⑩ 障害児の支援等について地域格差が生じないよう何らかの配慮や一定の基準を示すべき。
- ⑪ 子ども・子育て会議に子育て支援の当事者である保育所が明記されていないことは不安と思う。
- ⑫ 乳幼児期の保育のあり方について今回議論できたことは大きな歴史の1ページ。子どもたちのより良い育ちが保障されその上に教育が行われていくことが重要。これからもこうした形で議論を進め得行くことが必要ではないか。保育教諭（仮称）が希望を持って保育できるようなシステムとしていただきたい。

菊池委員(全国保育協議会)

- ① 本とりまとめの理念には、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく、「養護」の視点を明確に記すべきである。子どもの最善の利益を考慮した、すべての子どもの健やかな育ちの保障は、「乳幼児期の教育」のみではなく、子どもの生命の保持および情緒の安定を図る「養護」とあわせもって成立するものである。養護を必要としない子どもはない。すべての子どもに養護は必要であると以前も申し上げた。保育の中に養護があるということは理

- 解されていることであるが、この新システムの精神としてこのことを明記していただきたい。
- ② 制度上、普遍的に私学助成を存続することは反対である。社会保障・税一体改革素案（平成24年1月6日、政府・与党社会保障改革本部決定）に記載された、「i 納付システムの一体化」と「ii 施設の一体化」が制度設計の柱であり、制度上に普遍的に私学助成を存続することに反対である。制度施行後の見直しの項目として挙げられているが、反対であることを再度、明確に申しあげたい。
- ③ 国における「子ども・子育て会議（仮称）」の構成員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議（仮称）の構成員として明確に位置づけられるべきである。資料1の43頁「VII 子ども・子育て会議（仮称）」において、最初の項目とには記載されているが、その下の3項目目には、「構成員については、費用負担や実施主体（地方公共団体関係者）を主体とする。」となっている。この部分がどんな意味を持っているのか。誤解を招く表現ではないか。納得しかねる表現となっている。これについてはぜひ、明確に我々が関与できるよう、構成員として明確に表示していいただくよう強く申しあげておきたい。子ども・子育て会議には非常に大きな期待を持っている。今後この新システムが社会で上手く機能して効果をもたらすかどうかの、非常に大きな役割が期待されている部分である。
- ④ 質の改善に直接つながる項目の優先順位について、職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等が示されているが、この優先順位について決定する際の要素ならびに手続きについて、明らかにしていただきたい。今回は質の確保と向上に職員の処遇の改善等も入ってきており、大きな期待を寄せているところ。しかし何を優先して解決を図っていくのかが見えてこない。優先順位等を明確にしていただき、将来に対して関係者が期待を持てるようにしていただきたい。
- ⑤ 総合こども園（仮称）については、これまで、いわゆる1条学校の位置づけをもつと整理されていたが、前回の会合で1条学校ではないとの変更があった。一方、こども園（仮称）指定下の幼稚園が、子ども・子育て支援事業として福祉的要素をもつ預かり保育や子育て支援事業を実施しつつ、いわゆる1条学校として位置付けられたままなのは、法的な整理において矛盾が生じないのか。いま一度詳しく説明いただきたい。
- ⑥ なお、今般のとりまとめ（案）で幼児期の学校教育での預かり保育等の実施要件に教育の要素を追加するとされているが、福祉的要素を併せ持つと整理された当該事業で追加されるべきは、教育の要素ではなく福祉的要素である。その点から、こども園（仮称）で実施される預かり保育等に、児童福祉法の適用がなされるべきではないか。
- ⑦ 最後に、何度も申しあげているが、制度設計は財源確保と一体的にすすめるべきである。

事務局

現在、預かり保育については、福祉的要素があると整理しているが、一方で学校教育法体系の中では教育的要素もあるものとして整理している。現状、市町村が受託している子育て支援拠点事業などは幼稚園で実施しているが、実態としては、双方の要素を併せ持つ事業が発生しているのが実情である。

村木政策統括官

子ども・子育て会議の詳細はこれから検討。現行では注記して説明している。幅広く参画できるようにという趣旨。表現や項目として「※」ではなくその上位の項目とするなどの検討をさせていただきたい。

池田委員(全国国公立幼稚園長会)

- ① 0～6歳の育ちは一貫しているが育ちの巾は大きく、体験させる内容は違う。0～2歳の育ちが土台となり3～5歳の学校教育の振興・充実が図られる。
- ② 国の基準と地方の裁量については、総合こども園（仮称）は、幼稚園と同様に子どもが初めて出会う学校。総合こども園（仮称）の認可基準は現行の幼稚園設置基準を下回らないようすること、子どもの同一施設内での生活の長時間化に考慮した人員配置や施設設備の充実を図ること。
- ③ こども指針（仮称）や総合こども園保育要領（仮称）は、幼児期の子どもの発達を保障するため法的拘束力を持つものとして策定すること。
- ④ 市町村新システム事業計画（仮称）には、学校教育の振興と充実を位置づけ、連続性を図るうえで、小中学校等学校教育全体を見通して計画的にすすめられることが必要。
- ⑤ また、総合こども園（仮称）の教育が幼稚園や小学校との教育と整合性を持たせることが大事。
- ⑥ 公立幼稚園は市町村の財政逼迫により統廃合されている。公費の投入にあたり公立施設への増額に配慮いただきたい。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

- ① 言葉の整理について、今回一定の考え方が示されたが、「サービス」については未整理である。学校教育において、サービスという概念はないと理解している。
- ② 認定こども園は、法律施行後5年で評価をすることになっているが、未だ行われていない。政府が変わっても法律に定めてあることは実行していただきたい。
- ③ 子どもの教育は多様性が求められている。幼稚園のすべてがこども園（仮称）等に移行しなければならないということは、多様性を否定するものである。
- ④ 新システムの前提として、わが国の子どもがどう育ってほしいのか、理念や指針について十分な検討が行われていない。本来はこども指針（仮称）WT等において先に検討すべきもの。また、指定制を受けたとき、受けないとき、総合こども園（仮称）への移行後のシミュレーションをお願いしてきたが提示されなかった。
- ⑤ 総合こども園（仮称）の国基準は、学校教育の基準を満たすことが基本であり、経過措置としての特例が未来永劫残ることは問題であり後世に悔いを残すことになる。幼保・公私間に公費負担の格差が大きいなか、公平性が確保されるようにすべきである。
- ⑥ こども園給付（仮称）が個人給付の法定代理受領としたのは、（多様な事業体の）参入障壁を低くするためのものと懸念している。個人給付であればその対象である子どもにとって公平なものであり、就労の有無により給付に差がでることは不合理である。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランスについては、具体的な取り組みの検討がされないまま、夜間保育や病児保育等が示されているが、総合的な視点からの検討が必要。

- ⑧ 国会において文部科学大臣より、新システムは教育の観点が希薄であり幼児教育の振興・充実の必要性について発言があった。国家戦略として幼児教育重視を位置づけ、良い成案をつくっていただきたい。

園田座長

公費に関する格差は是正を図っていきたい。また、とりまとめ（案）の不十分な点については、法案化に向けて内容の精度を上げていきたい。

奥山委員（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会）

東日本大震災から学んだことから、新システムへの意見を申しあげたい。

- ① 人が見守るなかで、安心して思いっきり遊べる空間が必要。
- ② 地方版子ども・子育て会議は必要。既存の審議会等を活用する場合でも、新たに当事者及びそのニーズを把握している子育て支援の現任者が計画・評価に参画できるよう審議会等の組織体を一新する必要がある。
- ③ システムの計画づくりに当事者を参加させること。
- ④ 子育てを支援する体制づくりとして、コーディネーターを配置し産前産後も含めた包括的な支援を実施し、そのための人材養成が必要。
- ⑤ 国民的な理念の共有が図られ、子ども・子育ての関わる関係者の指針となるこども指針（仮称）の検討の再開を期待する。

山口委員（日本こども育成協議会）

- ① 新システムの内容が国民に正しく理解されるようPRしていただきたい。
- ② 待機児童の多い都市部では特に保育士の確保が難しく、指定制において現行の認証保育所等の事業所が指定基準を満たせない状況がおこり、結果として待機児童の解消とならない状況が想定されるので、弾力的な運用をお願いしたい。

普光院委員（保育園を考える親の会）

- ① こども園給付（仮称）は基準を満たす保育の経費を積み上げて算定するものであり、それが他事業への繰り出しや余剰金の配当となることを許容することは理解できない。新システムは介護保険と同じであると説明を受けたが、同じではないと認識している。子どもたちは自分で自分を守れず、利用するサービスを選べない。介護保険ではサービスを組み合わせて利用しており新システムとは本質的に違うものである。新システムは世界に先駆ける子どもの施策としていただきたい。
- ② こども園（仮称）等が、その法人の子会社やグループ会社から不当な収益を上げることのないよう、適正な監査を実施していただきたい。
- ③ こども園（仮称）の指定にあたっては、指定基準を満たしているだけではなく、市町村において経営状況や運営状況等の審査をすることを認める必要があるのではないか。
- ④ 指定基準は現行の国基準を下回ることのないようにしていただきたい。
- ⑤ こども園（仮称）の情報開示として、監査の指摘事項、クラスごとに職員が担当する子どもの数、派遣職員の導入状況を加えていただきたい。

- ⑥ 総合こども園（仮称）は児童福祉法の適用を受ける施設であり「上乗せ徴収」はなじまない。また、上乗せ徴収による保育内容とは、他の子どもへの保育と違いやその正当性など十分な整理がされていないので再検討いただきたい。また、たとえば保護者と事業者のトラブルなどについて、民間同士の契約に市町村が法的に関与できるのか確認したい。

事務局

上乗せ徴収については、中間とりまとめにおいて「要件を定めそれを満たす場合は認める」と確認されている。市町村は子どもが確実に学校教育・保育を受けられるようする責務がある、また、市町村は新システムの実施主体としてこども園（仮称）に対して指定・指導監督権限を持っており、指定停止や改善命令を含めた指導を行うことになる。

秋田委員（東京大学大学院）

新システムの実行にあたっては財源の確保について第一に期待する。成案を出されることは賛成する。個別事項には明確に反対する部分がある。その上でいくつかの課題について申しあげる。

- ① こども園（仮称）は多様な形で親を支援することは賛成であるが、公教育に株式会社の参入と配当を認めたことには反対する。配当については、全国国公立幼稚園長会、全国保育協議会、日本保育協会、全日本私立幼稚園連合会、普光院委員、私が所属する日本保育学会が反対したにもかかわらず反映されなかつた。
- ② 運営段階における情報開示は、保護者の選択に資するだけではなく、子どものたちのために質の確保といった観点を加えた目的とすべきである。また、情報開示の項目には、現行の幼稚園教育要領や保育指針等公的に告示されたものがどう反映されているのかについて、本とりまとめ、または省令等で明らかにする必要がある。さらに、情報開示項目における「エ 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数」だけではなく、勤続経験年数の開示や職員の研修状況、面積基準、自己評価の状況など質の保障と向上の観点からセットとして設定していただきたい。
- ③ 制度施行後の見直しにあたっては、エビデンスに基づき、子どもにとって意味のあるものをアウトプットしていただき実証的な振り返りとしての見直しをしていただきたい。そのためにも乳幼児のエビデンスを集約し、政策の実施を評価できるナショナル機関の設置が質の向上には不可欠である。
- ④ 教育、保育の用語について、学校教育法第22条に「幼稚園は幼児を保育し」と書かれており、児童福祉法第39条に「乳児または幼児を保育する」と書かれている。総合こども園（仮称）においては、教育と保育が分けられている、また、資料1の28頁には、総合こども園（仮称）における学校教育は、総合的な指導を行うとある、共通の理念としても整理と法制上の扱いについてを検討しいただきたい。

村木政策統括官

情報開示については義務化することは望ましいがどこまで書き込むかは検討が必要。情報開示の目的には、保護者の選択は子どものための質の確保を前提としているが、明示的に書くことは可能。

事務局

総合こども園（仮称）における教育と保育については、教育は学校教育における教育であり、保育は児童福祉法に規定されている保育を指す。具体的な指導内容は保育要領等で規定するが今後検討する。

無藤委員（白梅学園大学）

資料2の60頁で、総合こども園（仮称）での具体的な指導・援助の要領についてはその名称を総合こども園保育要領（仮称）として保育という用語を使用することとした。

両角委員（明治学院大学）

- ① 地方版子ども・子育て会議（仮称）は、できる規定ではなく責務があるとして、今後の見直しにおいて検討いただきたい。
- ② ワーク・ライフ・バランスについては、良質な教育・保育の保障と親のワーク・ライフ・バランスは車の両輪であり、新システムと密接不可分な問題として、今後は新しい視点からのモデルを示していただきたい。
- ③ 質の改善には職員の質が大事であり待遇の改善は緊急の課題、人件費を充実させる仕組みが必要。

宮島委員（日本テレビ放送網）

- ① 待機児童の解消の実現は国民が期待している。不利な状況にある事業体（認可外保育所等）やそこを利用している子どもたちにお金が行くよう、現行の水準において教育・保育が実施できるよう底上げすること、そういった観点から、配置する職員の充足状況や子ども・子育て会議の構成員について一定の配慮が必要である。職員の加配は、質の向上としては良いが、そのことで基準が守れず、事業を継続することができないといったことが発生することのないようにすべきである。
- ② 放課後児童クラブについて、基準は大事であるが、現行の良い点である自由度が生かされるような内容としていただきたい。

園田座長

認可外保育の底上げは新システムの目的の一つ、財源を確保し自治体が後押ししていきたい。放課後児童クラブは地域差がある、基礎自治体がニーズ把握して、計画的に取り組むことが大事であり、そのことで待機児童の解消も行われると確信している。

田中委員（日本商工会議所）

地方版子ども・子育て会議の設置は義務付けが望ましい。資料1の44頁3行目に「新システムの運営に参画する仕組みを設けることが必要」としながらも「特に小規模な市町村の事務負担等を考慮して義務付けは行わない」としており、大変などころはしなくてよいという解釈になり、違和感がある。義務付けが難しいのであれば、事務負担ではなく多くの人が納得できるような文言の修正を希望する。

駒村委員(慶應義塾大学)

- ① わかりにくい制度という声が多く、パンフレット等を作成し周知を図っていただきたい。
- ② 法案が通った際には、公定価格や事業計画など政省令に書き込む重要な項目の検討について、関係者が関われるようにしていただきたい。

園田座長

方向性が定まってきたので、周知にむけた取り組みが必要であると思っている。政省令の策定にあたっては、個別または何らかの形で意見を伺っていきたい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

子ども・子育てに関する新システムは、幼保一体化のシステムではない。幼稚園や保育園だけではなく、家庭で子育てをしている人たちが、このシステムにどう参画できるのか、子どもを中心にしてより豊かになるために、関係者で話し合いを重ねたという観点から、リード文を書き込んでいただきたい。

金山委員(NPO 法人マミーズ・ネット)

- ① 幼保一体化WTにおいて質の確保について検討を行ってきた。資料1の21頁では、学校教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討する、と記述されているが、この一文だけで質の確保が実現されるのか懸念するが、制度の見直し時には質の保障が図られるよう検討いただきたい。そのためには、子ども・子育て会議（仮称）が有効に機能するようにしていただきたい。
- ② 子育て支援コーディネーターの配置は重要であり、あわせて実際の子育て支援者が新システムを正しく理解して、利用者の正確に情報を伝え子育て家庭を支えることが必要。

木幡委員(フジテレビジョン)

- ① 利用したくても利用できない人や親の就労に関係なく、まずは新システムの輪の中に入れることが重要。そういう点からは、未満児保育等を実施している事業所等数の確保が優先度として高い。質の向上はその次であっても、待機児童の解消を図るべき。
- ② 今後、詳細な基準等を検討する際には国民にも見えるような形ですすめていただきたい。
- ③ ワーク・ライフ・バランスにおいて男性の育児参加を国を挙げて取り組んでいただきたい。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

- ① 子どもの問題を中心に多くの関係者が参画して一つのものを作り上げたことは喜ばしいが課題も多く、WTの再開など残された課題を検討する場を設置して、まとめていただきたい。
- ② 子どもや子育てに関する理念を示し、3歳児の問題や小学校とのつながりなどの検討するためにも早急にこども指針（仮称）WTを再開することを求める。
- ③ あわせて、新システムを着実に実現するためには、財源の確保が不可欠である。

古渡委員(NPO 法人全国認定こども園協会)

- ① 認定こども園は、これまで幼保連携型など多様な類型により実験的に行ってきているが検証

は必要だと思っている。その観点で今後のスケジュールに認定こども園の取り扱いについての検討が必要と考える。

- ② 市町村の権限と責務において、市町村は実施主体として役割を担い、国・都道府県と連携し自由度を持って給付等の設計をすると記載されているが、このシステムを動かすためには事業者、現場との連携の観点が重要ではないか。

無藤委員(白梅学園大学)

1年半かけて検討を行ってきた。今後に向けた指摘もあり、議論を重ねていくことが必要であるが、基本となるものをまとめることができた。

大日向委員(恵泉女学園大学大学院)

2年前の1月29日に子ども・子育てビジョン、続いて子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が示された。その後、3つのWTがスタートし1年半後に一定のまとめをすることができ奇跡といえる成果を上げられた。100点満点ではないが、検討をとおして課題も明らかになった。幼保一体化WTにおいては、親の状況や地域に関係なく、すべての子どもの発達環境を整える視点からの検討を行った。基本制度WTにおいて、その理念は踏襲され、その結果と考える。

園田座長

本日の意見をふまえて、修正すべき点もあり、委員のみなさまとすり合わせをしながらまとめていきたい。そのことを踏まえ座長に一任いただきたい。また、法案の作成の作業においてに委員の参画は、国会に提出するスケジュールの関係もあり、このような会議の開催は難しいが、意見を聞く機会を持ちたいと考えている。

以上

なお、当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

別 紙

(基本制度ワーキングチーム、第19回)

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

- 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、次代の日本を担うすべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けることができる一体的な改革として「子ども・子育て新システム」が実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 「子ども・子育て新システム」は、基本制度案要綱(平成22年6月29日、少子化社会対策会議決定)で示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を、

利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担や子ども家庭省(仮称)の創設等、政府の推進体制・財源の一元化等の制度の根幹たる事項をコードマップ(工程表)に明確に示した上で、一体的に実現すべきである。

- 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱に沿った制度設計を要望するとともに、国に設置される子ども・子育て会議(仮称)は、基本制度 WT 委員の参画をもって構成すべきである。
- 本日示された基本制度とりまとめ(案)には次のような課題がある。意見をふまえた制度設計をいただきたい。
 1. 「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」の児童福祉としての役割維持
 - ・すべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けられるよう、保育所が果たしてきた機能を継承し、「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」に児童福祉としての役割が維持されるように法定すべき。
 - ・子どもの命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障するべき。
 2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
 - ・十分な量の財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることとは認められない。
 - ・制度施行における質の改善・向上に係る項目については、消費税制の段階的な引き上げにともなっての実施事項や実施目標年度やその値等について明示すべき。
 - ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は認められない。
 3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき
 - ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように、応諾義務を必須とすべき。
 - ・こども園給付(仮称)で、質の確保・向上が図られた国が定める基準に基づく学校教育・保育を提供するために必要な水準をすべての子どもに保障し、実費以外の上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じない制度とすべき。
 - ・低所得者に対する補足給付については、地域格差が生じない制度設計とすべき。
 4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき
 - ・公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、質と量を確保した子どもの育ちを保障する環境を実現するために、基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。
 - ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - ② 質の確保されたサービスの提供責務

- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

(1) 子ども・子育て包括交付金(仮称)について

- ・地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用を可能としつつ、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがない制度設計とし、子ども・子育てに確実に使われる仕組みを制度上で担保すべき。

(2) 指定制について

- ・子どもの健やかな育ちを保障するために、導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとすべき。
- ・具体的な質の確保、向上の事項として、開所時間中の職員配置の充実、グループの小規模化や保育教諭(仮称)の研修時間・教材準備時間の確保ならびに、保育士の待遇改善が実現されるべき。
- ・上記については、本とりまとめに具体的項目を整理して明記すべき。

(3) 繰入れ・剩余金の取り扱いについて

- ・子どもに供するため、社会全体(国・地方・事業主・個人)から拠出された財源が、一般の企業活動や配当をもって外部に流出することは、拠出者の理解が得られない。
- ・こども園(仮称)における繰入れは、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

(4) 公定価格について

- ・公定価格へ施設の減価償却費の一定割合に相当する費用を算定することは、撤退時の資金や資産の取り扱いに公の支配が及ばない主体についても子どもに係る事業の再生産たる施設整備を支援するための費用が支出されることになり、認められない。
- ・賃借や公有資産を活用した事業運営については、相応の公定価格が算定されるべき。

(5) 私学助成の継続について

- ・平成24年1月6日に閣議報告された社会保障・税一体改革素案に提示の「給付システムと施設の一体化」を前提に、「幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度の構築」を実現するため、制度として普遍的に私学助成を残すべきではなく、时限を切った制度運用が図られるべき。
- ・具体的には、「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進」を強化し、待機児童解消が達成できる仕組みとすべき。

(6) 地域型保育給付(仮称)について

- ・地域型保育(仮称)を充実することによる都市部の待機児童対策において、面積基準を「参酌すべき基準」とすることは、質を確保した子どもの育ちを保障する環境が担保されず、認められない。

(7) 地方版子ども・子育て会議の設置について

- ・指定・認可権者と一体として、設置必須と法定すべき。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

- ・「総合こども園(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

- ・保育の認定を受けない長時間利用については、現状、幼稚園での預かり保育が保育機能と同等の性格を有することから、利用者負担は総合こども園(仮称)利用者と同等にすべき。

◆児童虐待防止の対応に総務省から改善勧告◆

1月20日、総務省は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度の効果を上げているかなどの相互的な観点から、政策評価を初めて実施し、その結果を取りまとめました。

厚生労働省および文部科学省に対して、国や地方公共団体による児童虐待の早期発見や予防策が不十分として、(1)児童虐待の発生予防に係る取り組みの推進、(2)児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進、(3)児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取り組みの推進、(4)関係機関の連携強化(要保護児童対策地域協議会の活性化)について必要な改善措置を勧告しました。

児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進について、平成19年度から平成21年度における保育所及び学校からの通告件数は、保育所5,440件(H19)→6,115件(H21)、学校12,102件(同)→13,244件(同)と増加していますが、調査を行った17保育所および42小・中学校では、虐待のおそれを認識しながら、児童相談所などに通告していない事例や通告まで1か月以上要している事例がありました。通告しなかった、または、通告までに長期間を要した理由として、当該保育所は「児童虐待の確証が得られなかったこと」等をあげています。虐待の確証がなくても児童虐待のおそれを発見した場合は通告しなければならないという児童虐待防止法の趣旨が徹底されていないとし、総務省は厚生労働省に市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請することを求めています。

表 児童相談所等に通告していない事例および通告までに1か月以上要した事例

区分	保育所	小・中学校
通告していない事例	5保育所、8事例	6小・中学校、15事例
通告までに1か月要した事例	25事例中3事例(12.0%)	75事例中7事例(9.3%)

詳しくは、次のホームページを参照してください。

⇒総務省>報道発表>2012年1月20日児童虐待の防止等に関する政策評価・評価の結果及び勧告

⇒http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html

◆社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果について◆

～保育所の耐震化率は7割弱～

厚生労働省は、社会福祉施設等の耐震化の状況調査の結果をまとめました。社会福祉施設等は、地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用しており、安全・安心を確保する観点から、各都道府県、指定都市及び中核市を通じて、調査を実施したものです。

社会福祉施設等全体では初めての調査であり、社会福祉施設等全体の耐震化率は、81.3%（平成22年4月1日現在）です。

社会福祉施設等の耐震化整備については、従前より社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、安心こども基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等による助成措置等により進めてきたところです。児童福祉施設等については、全体で71.4%ですが、保育所は67.5%となっています。

今回の調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、社会福祉施設等について、(1)計画的に耐震化整備を進め、(2)福祉避難所としての機能も期待される社会福祉施設等が地域の防災機能の向上に資するものとなるよう取り組みを進めることを都道府県等に要請しました。

社会福祉施設等の耐震化状況（雇用均等・児童家庭局関係施設）

施設種別	全棟数 A	昭和57年 以降・建築 棟数 B	改修の必 要がない 棟数 C	改修済、 改修中 数 D	耐震済 の棟数 B+C+ D=E	耐震化率 E/A
雇用均等・児童家庭局計	50,403	27,771	4,631	3,596	35,998	71.4%
公立	26,612	12,997	3,401	2,607	19,005	71.4%
私立	23,791	14,774	1,230	989	16,993	71.4%
保育所	25,434	12,534	2,902	1,733	17,169	67.5%
公立	11,458	4,551	1,960	1,025	7,536	65.8%
私立	13,976	7,983	942	708	9,633	68.9%

◆“ニコニコは「なかよくしよう」のあいだよ”

平成24年度「児童福祉週間」の標語が決まる◆

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事が行われています。児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国から募集した

ところ、3,929作品の応募がありました。有識者等で構成されている標語選定委員会による選考の結果、最優秀作品としての上記の標語及び9作品が入選し、今後子どもたちが中心となる中央及び全国各地で実施される各種事業・行事において幅広く活用されます。